

令和6年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第2号)

令和6年9月4日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第52号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第53号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第54号 令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第55号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第56号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第58号 市道路線の変更について
- 日程第12 議案第59号 令和5年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 認定第1号 令和5年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和5年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和5年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和5年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 令和5年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和5年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 令和5年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第22 一般質問

◎出席議員(15名)

1番 古川理沙君 2番 片野治樹君

3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	伊藤誠君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	橋本武夫君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤三喜夫君
総務企画部参事 情報統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君	市民生活部長	奥村孝司君
健康福祉部長	近藤康成君	産業経済部長	安立文浩君
産業経済部参事 未来創生マネージャー	古澤久彌君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
都市建設部長	伊藤隆八君	会計管理者 兼会計課長	水谷守宏君
教育委員会事務局長	後藤政樹君	消防本部消防長	平野正久君
総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務企画部 財政課長	小粥政人君
総務企画部 企画課長	山崎賢二君	市民生活部 市民課長兼 市天昇苑所長	大橋真由美君
市民生活部 生活・環境課長	高木英雄君	市民生活部 文化・スポーツ課長兼 歴史民俗資料館長	徳永宗哲君
市民生活部 保険医療課長	三浦朝子君	健康福祉部 社会福祉課長	高橋智弘君

健康福祉部 子ども未来課長兼 子ども家庭センター長	毛利卓司君	健康福祉部 子ども未来課 子ども未来館準備担当課長	山本桂子君
健康福祉部 高齢介護課長兼 地域包括支援センター長	近藤理恵子君	産業経済部 観光・シティ プロモーション課長	水谷健君
都市建設部 建設都市計画課長兼 東海環状推進室長	桑原寛訓君	代表監査委員	● 嘉壽雄君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米山一雄	議会事務局 議会総務課長兼 議事総務係長	水谷理恵
議会事務局 議会総務課主任	片野征臣		

◎開議宣告

○議長（橋本武夫君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において2番 片野治樹議員、3番 北村富男議員を指名します。

◎諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから認定第9号
令和5年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（橋本武夫君） 日程第2、諮問第3号から日程第21、認定第9号までの20議案を一括議題とします。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより諮問第3号を採決します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につ

き意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより諮問第4号を採決します。

お諮りします。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、議案第51号から議案第58号までの8議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第52号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第53号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第54号 令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第55号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第56号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第58号 市道路線の変更についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第51号から議案第58号までの8議案については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第58号までの8議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は9月19日までに終了し、議長に報告をお願いします。

次に、ここで議案第59号及び認定第1号から認定第9号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

● 嘉壽雄代表監査委員。

〔代表監査委員 ● 嘉壽雄君 登壇〕

○代表監査委員（● 嘉壽雄君） おはようございます。

私、この6月から監査委員となりました●でございます。よろしく申し上げます。

それでは、私から監査結果を御報告させていただきます。

監査は、去る7月16日から8月16日まで、伊藤監査委員と私が委員会室におきまして、次に申し上げます関係諸帳簿書類及び証拠書類に基づきまして、通常の審査を行いました。

審査した内容は、令和5年度の海津市一般会計、それから特別会計及び財産区会計の歳入歳出決算並びに基金の運用についてでございます。

具体的に申し上げますと、令和5年度海津市一般会計決算、それから令和5年度海津市クレーン平田運営特別会計決算、令和5年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、令和5年度海津市国民健康保険特別会計決算、それから令和5年度海津市介護保険特別会計決算、令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、令和5年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、それから令和5年度海津市羽沢財産区会計決算、最後に令和5年度海津市土地開発基金の運用状況、以上9項目につきまして、それぞれ適正に処理されておりました。

なお、審査意見書は別冊5ですね、お手元に配付しております別冊5を御覧いただきたいと思っております。

次に、海津市公営企業会計の決算について御報告をいたします。

伊藤監査委員と私が、去る6月28日から7月31日まで、関係諸帳簿書類及び証拠書類に基づきまして、通常の審査を行いました。

審査内容は、令和5年度海津市水道事業会計決算及び令和5年度海津市下水道事業会計決算であります。いずれも適正に処理をされておりました。

なお、審査意見書は別冊6ですね、お配りいたしました別冊6を御覧いただきたいと思っております。

以上で監査報告を終わります。失礼しました。

○議長（橋本武夫君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、議案第59号 令和5年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第1号 令和5年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第2号 令和5年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第3号 令和5年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第4号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第5号 令和5年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第6号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第7号 令和5年度海津市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第8号 令和5年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第9号 令和5年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号及び認定第1号から認定第9号までの10議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思っております。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号及び認定第1号から認定第9号までの10議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月19日までに審査を終了し、議長に報告をお願いします。

次に、設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、13名の決算特別委員を発表させていただきます。

1番 古川理沙議員、2番 片野治樹議員、3番 北村富男議員、4番 小粥努議員、5番 里雄淳意議員、7番 二ノ宮一貴議員、8番 伊藤久恵議員、9番 浅井まゆみ議員、10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番

水谷武博議員、以上でございます。

○議長（橋本武夫君） お諮りします。ただいま指名いたしました議員を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名の議員を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩といたします。

この休憩は、委員長の互選に要する時間が必要なため、取るものでございます。

（午前9時17分）

○議長（橋本武夫君） では、互選の結果を伺いましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時17分）

○議長（橋本武夫君） ここで、決算特別委員会の正・副委員長が決定しましたので、議会事務局長から発表させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、正・副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に13番 服部寿議員、副委員長に8番 伊藤久恵議員。以上でございます。

○議長（橋本武夫君） では、ここで9時45分まで休憩とします。

（午前9時18分）

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時44分）

◎一般質問

○議長（橋本武夫君） 日程第22、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、会派代表質問から通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、

御了解願います。

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（橋本武夫君） 初めに、6番 伊藤誠議員の会派政和会・清流クラブの代表質問を許可します。

伊藤誠議員。

〔6番 伊藤誠君 質問席へ〕

○6番（伊藤 誠君） 皆様、改めましておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、政和会・清流クラブを代表いたしまして、会派代表質問をさせていただきます。

質問の要旨、特別職報酬等審議会の開催について、質問相手は市長でございます。よろしくをお願いします。

質問内容、御承知のとおり、地方公務員は地方公務員法において特別職と一般職に区別されております。それぞれ適用される法律が違い、一般職においては地方公務員法が適用されますが、特別職において地方公務員法は原則として適用されず、地方自治法、公職選挙法等の各法律において個別に規定されています。

申し上げるまでもなく、地方自治体においては二元代表制により、特別職のうち首長（市長）と議会議員は、住民が直接選挙で選びます。また、常勤の特別職のうち副市長及び教育長の選任については、市長が指名し、議会の同意が必要と定められています。

これら特別職の報酬及び給料については、地方自治法に基づき、地方自治体がそれぞれの条例の中でこれを定めています。

本市においては、海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例で定められています。さらには、海津市特別職報酬等審議会条例の第2条において、「市長は、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬又は給料の額について審議会の意見を聴くものとする」と定められています。

一般的に、特別職報酬等審議会とは、市長の諮問に応じて、市議会議員の報酬及び政務活動費、市長、副市長及び教育長の給料の額について、市内の公共団体の代表者や市民の代表の方から意見をお聞きする審議会です。当審議会の開催頻度は特に定められておりませんが、一般的には、議会への提出の有無に関わらず、定期的に行われている例が多いようです。多くの自治体では2年から3年に1回開催されており、毎年開催される自治体もあります。

本市においては、直近では遡って令和元年、平成29年、平成26年と例に漏れず開催されてきましたが、令和元年以降5年間開催がありません。

そこでお伺いをいたします。

1つ目、直近の5年間で開催がなかったことについて、市長、副市長、教育長とも令和3年に新しく就任されたことやコロナ禍での期間が長かったことは理解できますが、ほかに理由はありますか。

2つ目、市長と議会議員は選挙での評価ということもありますが、副市長、教育長にはそれはありません。当然のことながら、市の財政状況、人口や財政規模等の類似自治体の例も参考にされるべきと思いますが、就任から市長は約3年半、副市長、教育長はおおむね3年が経過したこの機会に審議会の開催を要請されてはいかがでしょうか。

3番目、審議会の性格上、市長から開催を申し出にくい場合もあろうかと思えます。そのため、定期的開催すべく規約等を設けてはいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 伊藤誠議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

伊藤誠議員の特別職報酬等審議会の開催についての御質問にお答えをいたします。

議員仰せのとおり、特別職報酬等審議会は、地方公共団体における特別職の報酬等の額の決定に当たり、広く民意を反映させるために設置するものでございます。

国の通知によりますと、この審議会では、議員の報酬及び市長等の給料の額について、過去の改定経緯や類似団体の状況、また一般職の給与の改定状況などに鑑み、審議することとされております。また、本市におきましては、これらに加え、経済情勢や市の財政状況などを踏まえて審議が行われております。

こうした審議会の趣旨を踏まえ、特別職の報酬等の額につきましては、特別職報酬等審議会を開催し、その適切性と妥当性に関する審議を定期的に得ることが望ましいと考えております。

このため、令和7年度に特別職報酬等審議会を開催するため、新年度当初予算（案）に関連予算を計上してまいります。

なお、具体的な審議会の開催頻度につきましては、今後検討してまいります。

以上、伊藤誠議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤誠議員。

○6番（伊藤 誠君） 私の質問の趣旨を踏まえて、大変簡潔に御答弁をいただきました。あ

りがとうございました。

特別職報酬等審議会を開催したらどうかという質問に対しまして、新年度予算でその開催のための費用を計上するという答弁をいただきましたので、私このまま帰ってもいいんですが、せっかくの機会でございますので二、三再質問をさせていただきます。

当審議会は、今の特別職報酬等審議会でございますが、ちょっと振り返ってみますと、直近では令和元年にたしか開催されたのではないかというふうに思いますが、その折には大変財政状況が厳しく、その財政状況の悪化の責任を問うような形で、特別職に対しても、そして我々議会に対しても大変厳しい答申をいただいたということでございますが、そのときの詳細とか悪化の原因と当然いろいろございますが、この場ではちょっと控えさせていただきますと思いますけれども、私ども議員の中でも2期目以上の議員については大変記憶に新しいところだということでございます。

そのような形を経て令和3年を迎えるわけでございますが、通告でも若干触れさせていただきましたが、令和3年には横川市長が新しく就任されましたが、合併以来、本市の20年の歴史の中で、いろんな意味から非常に大きな意味を持つ年ではなかったのかなというふうに私は感じております。

横川市長が、令和3年5月に新しく就任をいただきました。そして、服部教育長、4月に御就任をいただいております。そして、教育長におかれましては、今年7月、また再任をいただいております。ありがとうございます。そして、同年9月には、前年の12月から空席になっておりました副市長の席に現大江副市長が御就任をいただいております。

そしてまた、同年9月には私ども市議会議員の選挙もございまして、その折に新しい4人の議員もまた誕生しております。

このように半年の間に特別職が全員替わっていただき、議会も改選されたということで、特記すべき時期ではなかったのかなというふうに私は感じております。

誤解があるといけませんのであえて申し上げますが、人が替わったということは決して比較して申し上げているわけではございませんので、新しい人が就任をしていただいたというふうに御理解をいただければありがたいと思います。

それで、最初の質問、1番目の質問に対して、審議会が令和元年以来5年間開催されていない理由について特に言及がなかったような気がするんですが、勝手に私が想像いたしますと、特別職のお三方が新しく就任された令和3年というのは非常にコロナ禍の真っ最中であつたような気がするんですが、財政の再建とか人口減少問題等の非常に大きな課題に向かって、その後3年余り全力で取り組んでいただく中で、審議会を開くタイミングではなかったのかなというふうに理解を私はしておるんですが、最初の質問は特に言及がなかったんですが、そのようなことでよかったんでしょうか、改めてお伺いします。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 私もかねてから特別職報酬等審議会、この開催する必要性を感じておったところでございます。

そういった状況の中で、議員御指摘のとおり、私の就任後の大半というのはコロナ禍ということでございます。就任直後というのはもうそのさなかということございまして、感染の拡大防止を徹底する観点から会合の開催というものは控えていたという時期でございます。

そういったコロナ禍という理由が一番大きいところでございますが、もう一つ強いて言えば、そのコロナ禍によりまして経済情勢自体が非常に不安定な時期であったということでもあります。

先ほどの答弁の中で、海津市の審議会におきましては経済情勢や財政状況、こういったものも踏まえて審議を行うということでございます。それが私も適切なことだと思っております。その大きな要因であります経済情勢が非常に不安定ということが、この審議会の開催を見送ってきた一つの要因であるというように思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤誠議員。

○6番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

当然、私もそのような形で、そうではないかなというふうに思っておりました。ありがとうございました。

それで、1番目と3番目の質問に関連をするのではないかなというふうに思いますが、今後の審議会の開催につきましては定期的な、今答弁の中では定期的な開催が望ましいとしながらも、頻度については今後検討するという事で明言を避けられたわけですが、この頻度につきましては各自治体で、当然定めはないので、結構まちまちというところもありますが、おおむね二、三年に1回開催されているところが多いというふうに私も感じておりますし、中には毎年これは開催するんだというふうに決められている自治体もあるように聞いております。

突然でございますが、この世の中に小さな親切、余計なお世話という慣用句がありますけれども、私がこの3番目の質問をさせていただきましたのは、この審議会は市長自らを含めた特別職の給料といたしますか、に関わることでございますので、どなたが市長に仮になられたにしても市長からの開催を申し出にくい場合もあるのではないかとことも思いましたので、開催を易しくするための手だての一例として規約等を設けてはどうかというふうに申し上げたわけですが、これは余計なお世話だったんでしょうか、お伺いします。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） ありがとうございます。再質問ありがとうございます。

どのようにちょっとお答えをしたらいいのか、ちょっとマイクも困っておりますが。

私も先ほどの答弁、そして再質問の中でも申し上げましたとおり、定期的にその民意を反映させるために審議会を開催して、そして適切性、妥当性、こういったところについての御意見をいただくというのが必要なことであると考えております。

そういった観点から、今この答弁におきます明言は避けておりますが、おおむね3年、こんなところを目安にして開催をしていく、そんなことを考えてまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤誠議員。

○6番（伊藤 誠君） すみません、お答えにくい質問をしてしまいました。

おおむね3年ぐらいをめぐるといって、今、大体のまとめをいただきましたので、ありがとうございます。

自治体がいかなる形でこの報酬等審議会、開催すべきタイミングはそれぞれいろいろあるかと思いますが、今後開催しやすくするためにはやっぱり定期的な開催というのはいいんではないかというふうに思います。

新年度予算に計上していただけるということでございますので、それにお礼を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（橋本武夫君） これで伊藤誠議員の会派代表質問を終わります。

傍聴の方をお願いいたします。

傍聴席では録音や写真撮影は禁じられております。スマートフォンにはそういった機能がございますので、スマートフォンの操作は御遠慮願いたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（橋本武夫君） では続きまして、7番 二ノ宮一貴議員の質問を許可します。

二ノ宮一貴議員。

〔7番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○7番（二ノ宮一貴君） 一般質問通告書に従って質問を行わせていただく前に、議長に通告書の内容について修正をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（橋本武夫君） はい。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

2ページ目の上から2行目、「普通にあることです」の後の文章3行目までを、こちらの

部分を削除していただきたいと思います。

理由は、私の確認不足において事実と異なる文章になっておりますので、理由としてはそのようになっています。

今後はこのようなことがないようにしっかりと確認をして通告書を提出したいと思いますので、関係の職員の方には大変申し訳ございませんでした。このようなことがないように気をつけます。

修正は以上ですが、質問に入らせていただいてもよろしいですか。

○議長（橋本武夫君） はい。では、二ノ宮一貴議員の申出を許可いたしまして、一般質問を行ってください。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

では、改めまして議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は1点です。

授乳室について、質問相手は市長です。よろしくお願いいたします。

質問内容1. 授乳室について。

本市では、「子育て世代に選ばれるまちづくり」を政策目標の第一に掲げ、子育てに関わる経済的負担の軽減をはじめ様々な取組をする中で、子育てしやすいまち、暮らしやすいまちを目指しています。

では、子育てしやすいまちとはどんなまちでしょうか。

本年5月に海津図書館読書ガーデンで開催された子育て世代向けのイベントに携わる機会がありました。絵本作家による似顔絵サービスや複数人で読み聞かせを行う読み聞かせリレー、そのほかにもハンドメイド雑貨などの販売や未就園児から楽しめるワークショップ、軽食や飲物の販売、キッチンカーも来たりと、子育て世代はもちろん、多くの方々に楽しんでもらえたイベントになりました。

このイベントを開催するためにいろいろな準備をしているとき、「授乳したいママさんが見えたらどうしよう」という話になりました。逆に、「授乳室がありますとアナウンスできたら参加しやすいよね」という意見もありました。

会場となった海津図書館読書ガーデンがある海津図書館には授乳室がありませんので、職員の方と相談し、館内の空きスペースをお借りし、タープテントを設置することで簡易の授乳室を用意することができました。

イベント当日は、数組ではありましたが、その授乳室を使っただけだったので、もしこの授乳室がなければ、御自身のお車で授乳したり、別の方法を選択せざるを得なかったと思っています。

今回はイベントでの事例でしたが、ふだんの生活においても、どこかに出かけたときに授乳することは普通にあることです。市内の全施設に授乳室が必要かという点と必ずしもそうではないと私も思っていますが、部屋でなくともスペースであったり、必要に応じて場所を提供するなどの対応は必要だと思います。

小さいお子さんが見えても安心して出かけられるまち、安心して利用できる施設があるのも子育てしやすいまちの条件の一つだと思いますので、ぜひそのような考えで取り組んでいただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、授乳室の必要性、授乳される方への対応について、どのように考えてみえますか。

2つ目、本市が管理する施設における授乳室・授乳スペースの設置状況はどうなっていますか。

3つ目、市役所への来庁時や各種健診などに見えたとき、また図書館など子育て世代がよく利用される施設などでの授乳において、どのような対応をされていますか。

4つ目、本年11月にオープン予定の海津市こども未来館「ZuTTo」において、授乳される方へはどのような対応を検討されていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 二ノ宮一貴議員の授乳室についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをさせていただきたいと思います。

本市では、「子育て世代に選ばれるまちづくり」を市政の第一に掲げ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めているところであり、授乳室は子育て世代が乳幼児を連れて安心して外出するために市の施設に備え置くべきスペースであると認識しております。

しかしながら、施設の構造上の理由などにより、全ての施設に授乳室を設けることは困難であります。

そのため、授乳室のない市有施設については利用者の申出に沿って速やかに授乳できるスペースを確保し、御利用いただくなどの対応を取ってまいりたいと考えております。

次に、市有施設における授乳室及び授乳スペースの設置状況につきまして、現在、授乳室につきましては、大型の個室パーティションを用いて市役所東館2階に設置するとともに、道の駅月見の里南濃の物産館の休憩スペースに設置しております。

また、乳幼児健診の会場となる海津総合福祉会館ひまわりや海津図書館など、子育て世代の利用が多い15施設においては、授乳スペースを確保し、申出があった際に速やかに御利用いただけるよう対応しております。

今後は、子育て世代がより気軽に安心してお子さんと外出できるよう、市ホームページにおいて授乳室や授乳スペースの設置状況を広く周知するとともに、施設の受付窓口などにおいて、気軽に御利用いただけるよう案内表示や声かけを行ってまいります。

そして、11月にオープンすることも未来館「ZuTTo」では、1階と2階の2か所に授乳室を設けてまいります。授乳室は、利用者のプライバシーを確保するため、施設のできる個室としてまいります。また、女性スタッフによる定期的な清掃や見回りを行うことで、安心して御利用いただけるスペースにしてまいります。

以上、二ノ宮一貴議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） 部長、ありがとうございました。

私、通告書でも申しましたけれども、授乳室の必要性ですね、授乳スペースというか。はっとしたのは、私の家庭は授乳の際、お乳ではなくてミルクだったんです。要は、ミルクなので、ミルクさえ作ればどこでも授乳できたというところがあったので、あまり実感がなかったんですけども、自分の子どもがもう高校3年生になるまで実感がなかったというところとちょっと今まで何をやっておったんやと思いますけど、このイベントに携わることができて、そういった今授乳をしているお母さんが話している中で、確かに要るなというところがありました。

例えばなければ、そんなことは、市内の話ではないですけども、例えばないのでと言われたときに、じゃあどこですというふうになると思います。車で行ってみれば車に戻ったりというふうになると思うんですが、例えば炎天下で駐車場に戻るとか、天候が悪いときに傘を差して戻るとか、授乳の時間は大体例えば決めているにしても、いきなりやっぱりそういった必要があったときに、なかなかすぐできないというふうになると、やっぱり子どもさんも、赤ちゃんも泣いたりして、またそういったところでお母さん方のストレスとか、そういったことにつながるのかなとも思っています。

ですので、本市の状況を、恥ずかしながら今までちょっと状況を確認しておりませんでしたし、どのような考えがあるのかというところで今回質問をさせていただいております。

最初の認識の部分で答弁いただいたところで、やはり「子育て世代に選ばれるまちづくり」を政策目標の第一に掲げているというところが一番の基本にはなりますけれども、私も述べましたし、部長答弁でもありました、施設全部に授乳室を設けるということは実質難しいと思いますし、必要性も考えると、それが果たして必ず必要かというところ、私もそこまでは必要ではないと思っております。

ですけれども、ここでは授乳室、授乳スペースありませんという対応はやっぱり寂しいですし、それはやっぱり子育てしやすいまちではないということで、どのような対応をされているかということで、市内の施設では申出があった場合には速やかに授乳できるスペースを確保して御利用いただくように対応を取っていくということですので、既に対応しているという部分もありましたので少し安心したかなというふうに思っております。

そうした中で、実際今どちらにあるかというのもお答えいただきました。こども未来課の前にあるこども家庭センターのところ、前まで「りんく」だったところだと思います。それから、道の駅ですね。道の駅のほうは、私見てきました。ボックス型の大変すてきな授乳室で、おしゃれですし、いい、ああいうものがあれば使いやすいなと思っていました。

そうした中で、まずイベントのときも設置したのは設置したんですけれども、当然そんなに利用頻度は多くなかったわけです。あるかないかという話だと僕は思っているんですけれども、先ほど答弁の中で2か所に授乳室が設置してあるということでしたけれども、こちらの利用頻度はどの程度あるのか教えていただけるとありがたいです。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

毛利卓司こども未来課長。

○健康福祉部こども未来課長兼こども家庭センター長（毛利卓司君） 私からは、市役所の授乳室の利用頻度についてお答えをさせていただきたいと思います。

授乳室の使用頻度につきまして、正確には把握しておりませんが、毎月1組から2組の親子に御利用をいただいております。以上です。

○議長（橋本武夫君） 水谷健観光・シティプロモーション課長。

○産業経済部観光・シティプロモーション課長（水谷 健君） 私からは、道の駅月見の里南濃の授乳室の利用頻度についてお答えさせていただきます。

駅員に確認しましたところ、毎月おおよそ15件ほどの利用があるということでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

市役所のほうは月一、二組で、道の駅のほうは月15件ぐらいということで、これが多いのか少ないのかというわけではないですけれども、こうやって利用していただいているということは設置してよかったのかなと思っていますし、そういったところはしっかりと活用されているというふうに思っているのではないのかなと思っています。

ですので、答弁でもありましたけど、やっぱり必要なところには必要ではないのかなというふうに思うわけでございます。

それから、授乳スペースについては、健診のときの使われるひまわりだったりとか、子育て世代が使う、利用が多い15の施設は、申出があった際に速やかに利用いただけるように対応しているというような答弁でした。具体的にはどのような場所で授乳していただいているのか教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 申出があった場合、具体的にどのような場所で授乳していただいているかという御質問にお答えをいたします。

具体的には、予約の入っていない空き部屋、あと会議室とかですか、あとはプライバシーが配慮できるようなスペースのほうへ御案内し、御利用のほうをいただいております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

そういった使っていない部屋が基本なのかなとは思いますが、授乳という性質上、やはりプライバシーというか、人目につかないといえますか、そのためにちょっと安全面も考慮しながらということにはなると思えますけれども、そのように対応していただいているというのは利用者にとってもありがたいのかなと思えますので、引き続きそのような対応をしていただきたいなと思っています。

それから、周知や案内については、答弁にもありました、今実際に設置してあるところにはもう既に表示がしてあったりするわけですが、今後は窓口であったりとか、多分見れば何か探してみえるなみたいな雰囲気に分かると思えますので、そういった方が見えたなら声かけをしていただけるということですので、ぜひそのようなときはお願いしたいなと思っています。

なかなか案内表示といっても難しいところもあると思えますけれども、何か統一したといえますか、分かりやすい、そういったイラストを使ったような表示がいいのかなと思えますので、また御検討いただけたらありがたいと思っています。

それから、11月にオープンすることも未来館「ZuTTo」ですけれども、先日ネーミングもZuTToと決まりまして、いよいよかなと思えます。昨日も平田、その建物の周辺に行くときがありましたので見ましたけれども、何か外からはあまり分からないわけですが、工事をされているというのは分かりますので、本当にあと2か月ぐらいですか、待ち遠しいなと思えますけれども。

ZuTToにおいては、授乳室は個室で、1階と2階の2か所に設置し、利用者のプライバシ

一を確保するため施錠ができるということでしたけれども、ちょっとまだ部屋の状態を見ていないのであれですけれども、例えばせつかくですので授乳以外に例えばおむつ交換とか、そのほかのことができるような機能が備えられているのか、その辺はちょっと教えていただきたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

山本桂子こども未来課こども未来館準備担当課長。

○健康福祉部こども未来課こども未来館準備担当課長（山本桂子君） 授乳以外の利用についてのお尋ねにお答えいたします。

授乳室は、鍵のかけることができる専用の部屋となっております。その手前に、どなたでも御利用のできるおむつ交換室を設けております。以上となります。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） 機能はすみ分けていただいているということです。そのような考えでというか、そういった方向で整備されるということです。特に一緒のところでは済めばというわけではないですけれども、皆さんに知っていただけるいい機会ですので聞かせていただきました。

授乳室、そういう鍵がかけられるというところなんですけど、やっぱり安全上あまり、例えば月見の里、道の駅だと休憩室なので、皆さんいっぱい来るところに置いてあるのでいいんですけれども、なかなかそういうふうに、その部屋の性質上、真ん中のほうにあったりとか、端のほうにあったりとか、いろいろそういう安全面がありますけれども、先ほどの答弁のほうでは、女性スタッフによる定期的な清掃や見回りを行うことで安心して御利用いただけるというスペースにしていくという答弁をいただきました。清掃や見回りは大変大切だと思いますけれども、頻度やタイミングですね、現時点で結構ですけれども、どのように考えてみえるか教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

山本桂子こども未来課こども未来館準備担当課長。

○健康福祉部こども未来課こども未来館準備担当課長（山本桂子君） 見回りや清掃の頻度やタイミングのお尋ねにお答えいたします。

授乳室は定期的に女性スタッフが見回り、衛生管理を保っていきたいと考えております。以上となります。

○議長（橋本武夫君） 近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 課長の答弁に少し補足をさせていただきたいと思います。

現時点では定期的に回るということは決めさせていただいておりますけれども、もう少し

スタッフがきちっとそろってから、その辺りにつきましては、時間を決めて見回り、また混雑する場合につきましては当然それに応じた見回り等を実施させていただき予定をしておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

ちょっと時期が早いので、ごめんなさい、課長のほうにはちょっと意地悪な質問になっちゃったかなと思いますけれども、今、課長と部長に答弁いただいたように、これからしっかりとそういったことも考えながら検討していただけるということなので安心しております。

多分、この部屋の使い勝手からいうと、どなたかに申し出てから使うというよりは、空いていたら使えるというような形になろうかと思っておりますので、そういった部分を考えますと、見回りと清掃って大切だと思います。逆に言うとタイミングが難しいかなとも思っておりますので、最初スタートしてからまた運用していく中で変更もあろうかと思っておりますので、安心して清潔に使えるお部屋になればいいのかなと思っております。

今回こういった授乳室についてお聞きしましたけれども、ハード面でこの授乳室とか授乳スペースがあるかどうかというのは確かに大切なんですけれども、もっと大切なのは、そういった方が見えたときにどういうふうに対応するかというスタッフとかの雰囲気だと思うんです。ウエルカムというか、そういった方が見えた場合に、業務外かと思ったら業務内だとは思いますが、そういった方が見えるのは当然で、また利用されるのも当然で、ましてや海津市は「子育て世代に選ばれるまちづくり」を政策の第1目標に掲げているわけですので、決して今がそうというわけではないです。

これからもそういった方に温かく声かけをしたりとか、対応していただけていると思いますので、それを引き続き続けていただいて、市内の方はもちろん、市外からも訪れる施設ですので、そういった方に海津市、例えば子ども連れに優しいなとか、そういうふうに思っただけなのは決して施設があることだけではないと思いますので、そういったことは施設がなくとも気持ちは伝わるのかなと思いますので、ぜひそういったことをしっかりやっていくというよりは、自然にそういうふうな気持ちになるようなまちがいいかなと思っておりますので、ぜひお願いしたいかなと思っております。

今というか、僕が10年ぐらい、今長女が21なので、そのぐらいのときはまだ男性がおむつを変えるところも探さないかんような時代で、皆さんのときはもっとやったと思うんですけれども、本当にどこへ行くにもなかなか大変だったんですけど、今随分とそういう施設面ではよくなりましたし、皆さんの共通認識も非常に子育てに優しくなってきたと思います。

ですので、海津市も遅れていると思いませんので、ぜひそういったことも皆さんでしっか

りと取り組んでいけたらなと思っておりますので、引き続きこういった子育てしやすいまちを目指しながら、皆さんと共にまちづくりしていきたいと思っております。

私の質問、まだ17分もあるんでもったいないんですけど、もう質問はないので、前向きな回答もいただきましたので、今日はちょっとここで終わらせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで二ノ宮一貴議員の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

（午前10時24分）

○議長（橋本武夫君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時38分）

○議長（橋本武夫君） ここで皆さんにお諮りいたします。予定の時刻よりも相当スムーズに進行しておりますので、里雄議員の質問に続いて、午後の1番に予定しておりました北村富男議員の質問を午前中に繰り上げたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） では、御許可をいただきましたので、そのように進めたいと思っております。執行部の皆さんも対応をお願いいたします。

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（橋本武夫君） では改めまして、5番 里雄淳意議員の質問を許可します。

里雄淳意議員。

〔5番 里雄淳意君 質問席へ〕

○5番（里雄淳意君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書のとおり質問させていただきます。

要旨、無縁遺骨について、質問相手は市長でございます。

現在、超高齢社会を迎えていることに加え、家族や地域のつながりが希薄化していることによって、引き取る人がいない死者が増加しているという問題が起こっております。

昨年3月29日付の朝日新聞には「無縁遺骨 全国に6万柱」という衝撃的な見出しが一面を飾り、全国の市区町村で管理・保管していた無縁遺骨が令和3年10月の時点で6万柱あったことが報道されました。

このデータの根拠は、総務省が令和5年3月に公表した遺留金等に関する実態調査報告書によるものであり、引き取る人がいない死者の葬祭等を行う地方公共団体の事務や費用の負

担が増大しているため、その軽減を図ることを目的に調査されたものであります。

地方公共団体の事務や費用の負担が増えている実際については、「行政が火葬代などの葬祭費を立て替えた後に、本人の遺留金を充てたり、相続人を探して支払いを求めたりしているが、死者数の増加で自治体の費用や事務の負担が大きくなっている」、「引き取る人がいない死者の遺族探しは、調査の範囲や方法を定めた法律がなく、対応に苦慮している」、「親族への遺骨引取りの意思確認の統一基準が決まっていないため、判断に困る」、「親族が見つかって、相続を辞退されたり、遺骨の引取りを拒否されたりするケースも多い」等の意見が報告されています。

このような行政の負担増が危惧されている中で、昨年11月、愛知県岡崎市の営業していない葬儀場で男性2人の遺体が見つかるという問題が起きました。遺体はいずれも身寄りがなく、碧南市と愛西市が業者に保管を依頼していたことが分かりました。

両市の業者の選定理由は、低価格で速やかに対応してくれる、大手の葬儀業者に比べ、価格も安く、深夜や土・日でもすぐ対応してくれるというものであります。

碧南市では、昨年度から見つかった引き取る人がいない遺体は約20体あり、市は全ての保管をこの葬儀業者に依頼し、愛西市も昨年度から約10体を預けていたとのこと。愛西市の御遺体で発見された80代の男性は、生前、身寄りがいないと周囲に話していたと言われています。

このような問題が身近な市町で起こっていますが、本市においても他人事ではないと思われれます。そのため、本市の現状を把握し、現状に即した対応策を講じていく必要があるのではないかと考えます。

以上を踏まえ、下記のとおり質問をさせていただきます。

1. 本市において、過去5年間で引き取る人がいない遺体・遺骨の現状を教えてください。また、そのような遺体・遺骨はどのように扱っているかも併せて教えてください。

2. 身寄りのない方が亡くなったときの対応として、葬祭人がいない場合は、墓埋法第9条第1項に死亡地の市町村長が埋火葬を行うことと定められておりますが、その費用についてはどのような取扱いになっていますか。

3. 身寄りのない方が亡くなったときに、葬祭人がいる場合、遺骨の引取りを拒否されたらどのように対応されていますか。また、葬祭人がいない場合の遺骨はどのように扱われるのでしょうか。

4. 今回この質問を通して、身寄りのない方が亡くなった後は葬祭人の有無が重要なポイントになると実感しました。そのためには、エンディングノートの活用など、生前の行動が非常に大事になると思いますが、現在、エンディングノートはどのように推奨なされていますか。また、身寄りのない方への働きかけは特別に行っていますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員の質問に対する答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 里雄淳意議員の身寄りのない方の遺骨についての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私のほうからお答えいたします。

1点目の身寄りのない方の遺体・遺骨につきまして、身寄りのない方の遺体を取り扱った件数は、過去5年間において、令和2年に1件、令和4年に2件、令和5年に2件、計5件ございます。

身寄りのない方の遺体・遺骨については、国が示す身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引に沿って取扱いを行っております。警察や病院から連絡を受け、遺族などの遺体を引き取る人がいないことが明らかになった場合に、市が引取りを行っております。

遺体の火葬時期については、国が示す統一的な基準はなく、自治体によって取扱いが異なります。本市においては、遺体の引取り後、速やかに火葬を行い、斎苑にて遺骨を保管しております。そのため、報道等で問題となった身寄りのない遺体を長期にわたって保管する事例は、本市では発生しておりません。

2点目の墓地埋葬法により市が火葬を行う場合の費用につきましては、先ほど答弁いたしました国の手引に基づき、市のほうで負担のほうをしてございます。

3点目の身寄りのない方の遺骨につきましては、市が委託する専門業者によって、残骨灰として適切に処理をしております。なお、葬祭人がいない場合は、一部を収骨し、斎苑にて保管のほうをしております。

4点目のエンディングノートの活用につきまして、エンディングノート「夢プラン」は、終末期の医療や介護、葬儀、資産管理などについての希望や意向を整理し、記録するためのノートであります。

終活支援の一環として本市が平成30年度に作成したもので、いきいきクラブや高齢者サロンに職員が出向いて、エンディングノートを配付し、書き方や活用方法についての講座を開催しております。また、高齢介護課の窓口において、記入方法などの説明を添えてエンディングノートを配付するとともに、市報やチラシなどにより市民への周知を行っております。

今後につきましても独り暮らしの高齢者や身寄りのない高齢者がさらに増加すると予想されることから、引き続きエンディングノートなどを通じて、終活の重要性に関する市民への周知啓発を行ってまいります。

また、身寄りのない高齢者に対するサポートといたしまして、高齢者の総合相談窓口であ

る地域包括支援センターにて、引き続き成年後見制度や民間事業者による終活支援サービスの紹介を行ってまいります。

さらに、同センターでは、終活全般に関する相談窓口を設置し、相談支援を行っているところであり、身寄りのない方が不安を抱えたまま最期を迎えることのないよう支援の充実を図ってまいります。

以上、里雄淳意議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、通告書のとおり、順番に再質問させていただきたいと思います。

今、本市の引取り手のない御遺骨については過去5年間で5件ということで、現段階では無縁遺骨は非常に少ないんだなという印象を受けました。件数が少ないので、今回私が質問で心配したような、こういう事態はまだ本市では差し迫った状況ではないという認識をいたしました。

今回この質問をさせていただくに当たっていろいろ調べさせていただきますと、身寄りのない方といってもいろんなケースがあって、一概に言えないということが分かりました。

厚生労働省が示している身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ、フローチャートを見ますと、まず死亡者について警察、病院から連絡があります。身寄りがいない方は連絡があります。その後、身元が判明した場合、生活保護受給者と生活保護受給者以外とに分類されており、法律上の扱いが違うとなっておりますが、過去5年間、本市ではこの辺りほどのように扱われたのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

高橋智弘社会福祉課長。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智弘君） お答えします。

過去5人の方は全て生活保護受給者の方で、身元が判明しております。

相続人に遺体の引取りを依頼しましたが拒否をされたため、生活保護法に基づきまして、生活保護の葬祭費にて火葬を行い、斎苑にて遺骨を保管しておる状況でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） 本市での過去5年の5件のケースは、全て生活保護受給者の方で、相続人の方が遺骨の引取りを拒否されたということで、斎苑で今保管されておるという御答弁

いただいたんですが、総務省の遺留金等に関する実態調査結果報告書によると、全国の市区町村で管理・保管しておる無縁遺骨というのは約6万柱でありまして、そのうち身元が判明していない御遺骨は1割の6,000柱であります。9割の5万4,000の遺骨は身元が判明しているにもかかわらず引取り手がないという、こういうことでございます。

本市においても間違いなく、生活保護受給者以外でも、相続を拒否されるケースは増えてくると、このように思います。しかる時期には対応策を考えていかなければならないのではないかなど、そのように思っております。よろしく願いいたしたいと思っております。

先ほど碧南市と愛西市で起こった問題を例に出させておいておるわけですが、これは恐らく身寄りのない方といっても、それは亡くなった状況から判断しますので、実際にはお子さんや兄弟がいる可能性も考えて、すぐに火葬せずに、一旦警察や葬儀社の遺体安置室に御遺体を安置して、そしてその間に身元を調査するという、こういうことがあって、葬儀場が潰れて御遺体そのままになってしまったという、こういうことでないかなど私は推測するんでありますけれども、先ほど答弁では、本市では身寄りのない方はまず、統一基準がないので、遺体の引取り後は速やかに火葬されると。これは碧南市とか愛西市とはちょっと違うんだなということを思ったんですけれども。

国の統一基準がないので速やかに火葬されるというのは、これは恐らく問題ないと思うんですけれども、これ本当に問題がないのかということと、また身元が分からないまま火葬した後に、相続人や親族の調査は引き続いて捜査するのかどうかをお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

相続人調査につきましては、早急に行うこととしております。

また、相続人に葬祭の意思確認等の書類及び回答書類を発送後、期間を定めて火葬を行うこととしております。

そのようなことでありますので、愛西市のような問題は当市では発生していないというような状況でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

今、速やかに火葬するというのは、国の統一基準がなく、本市で速やかに火葬される、それは問題ないということでしょうか、よろしいでしょうか、お答えください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 火葬のほうでございしますが、警察のほうから連絡を受け取り次第、相続人調査のほうをしております。その調査の終わった段階で警察のほうから遺体のほうを引き取るような状況にございますので、引き取った後は速やかに火葬をするんですが、その間については警察とか、まだ判明するまでは警察のほうで調査ですとか捜査のほうの段階でございまして、引取り後、市のほうが受け取ったということはその捜査終了後、身元のほうの判明とか調査が終了後に引き取るということになっておりますので、そういった意味で市のほうでは速やかに火葬をしているというような状況でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） というと、全て身元が判明した後に火葬しておるということで、そういう認識でよろしいんですか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

身元が不明というふうになった場合は、警察のほうで捜査のほうをされておりますので、葬祭人がある場合については生活保護法により、ないという場合には行旅法に基づいて葬儀のほうをしておりますが、警察のほうで捜査終了後ということもありますが、その間も身元が分からないということはそのまま相続人等も分からないということで、そういった場合、速やかに火葬をしているという状況でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

恐らくこれまでこういうケースがないのでお答えにくいというか、事例がないので何とも答えにくいだろうと、そのように思いますが、恐らく愛西市や碧南市のような問題は起こらないと考えてもよろしいでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

今まで墓地埋葬法ですとか、そういった取扱いのケースはございませんが、基本的に相続人のほうですね、身元が判明した場合には住所とか名前等が判明しますので、警察のほうで遺体を安置していただいている間に相続人等を調べ、先ほど申しました相続人のほうへ遺体を引き取るか引き取らないかということを確認のほうをいたします。

また、相続人のところが引き取らないとかいうことがあれば、回答書のほうですね、期限

を決めて、その辺の意思確認をして速やかに火葬のほうをしておりますので、愛西市とかであるような何年も保管するということはないというふうに考えておりますし、現在のところそういったこともございません。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

先ほど、身寄りのない方の御遺骨、過去5年で5件あったと、それは斎苑で保管されておるといふ御答弁をいただいたんですが、それは今斎苑のどこで保管されているのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

遺骨のほうでございますが、身寄りのない方の遺骨につきましては、斎苑の敷地内にございます合葬墓のほうで保管のほうをしております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） 本市は本当に非常に件数が少ないのでまだ差し迫った状況ではないということなんだろうと思うんですが、新聞報道では、遺骨の保管場所が本当に不足しておって、市区町村の執務室のキャビネットとか遺品整理業者の倉庫、こういうところに保管されているケースがあるということではありますが、本市においてはまだ今答弁いただいた合葬墓には、スペース的な問題ですね、心配はないということによろしいでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

現在の状況ですが、まだ十分保管できる状態でございます。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

それでは、2点目に移らせていただきます。

身寄りのない方の葬儀費用につきましては市が負担するということではありますが、厚生労働省によりますと、2022年度、生活保護法に基づく葬祭扶助は初めて5万件を超え、支出総額は国と自治体の合計で約110億円と言われておりますが、本市においては過去5年で5件の件数でありますので大きな金額ではないと思っておりますが、おおよそ1件当たり市が負担しておる費用というのをお答えいただけませんかでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

大橋真由美市民課長。

○市民生活部市民課長兼天昇苑所長（大橋真由美君） 墓地埋葬法にて火葬を行ったことはございませんが、11万程度の見込みでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） その11万ですけれども、もし亡くなられた方に遺留金等があれば、それはその費用に充てられるのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

大橋真由美市民課長。

○市民生活部市民課長兼天昇苑所長（大橋真由美君） お答えします。

費用に充当させていただきます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

都市部のような問題はまだ起こっていないということではありますが、今後またこういう問題も出てくるのではないかと、そのように思いますので、またよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして3点目についてでございますが、身寄りのない方で葬祭人がいる場合、葬祭人というのは何か、これは厚生労働省のフローチャートに出てきておって、あまり聞き慣れん言葉なんです、これは喪主とか葬儀を執り行う人と解釈してもいいんでないかとその辺思っておるんですが、そういう人がいる場合は、遺骨の引取りを拒否されると、今、残骨灰として処理されると、こういうお答えをいただきました。

この残骨灰というのも聞き慣れん言葉なんです、これは遺族が収骨を行った後に残った焼骨というのは、焼いたお骨や灰を指すと言われておまして、この収骨の方法というのは地域によって大きく違っているようでありまして、東日本は全収骨が多くて、遺族のほとんどが遺骨を骨つぼに入れて持ち帰られると。ですから、ほとんど残骨灰は残らないと言われております。一方、西日本の場合は喉仏などの一部の遺骨だけを持ち帰る部分収骨が中心であり、多くの残骨灰が残されると言われております。

この地域は恐らく西日本のパターンで部分収骨がメインでありますので、火葬場には多くの残骨灰が残ると。その残骨灰と身寄りがなくて収骨を拒否された方の御遺骨と一緒に処理されるという、こういうお答えをいただいたんだと思ひます。

ところが、今この残骨灰の処理については、これは各自治体によって違ひまして、様々な

議論が起こっていると言われております。それは残骨灰の中に故人が付けておった金歯とか銀歯とか指輪、こういうものが粉末状になって含まれておって、火葬場に出る残骨灰に含まれる有価金属が高く売れると、こういうことでありまして、名古屋市ではこれちゃんと公表されておるんですが、有価金属を売却したおよそ収益の平均約2,000万円を雑収入として市の予算に組み込んでいると、こういうことが言われております。

名古屋などの大都市と違って小規模の自治体、こちらでは火葬場の職員が少ないため、業者に委託するケースが多いと。ところが、有価金属が高く売れるとして、ゼロ円入札や1円入札が常態化しておると、このように言われております。

今、本市においては業者に委託されておるとお答えいただいたんですが、どのような業者で、どういう契約をされておりますか。言える範囲で結構であります、お答えください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

大橋真由美市民課長。

○市民生活部市民課長兼天昇苑所長（大橋真由美君） お答えします。

営業実績に基づき見積り入札を行いまして、落札業者と1円にて契約しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） 小規模の自治体が行われておる、そういうやり方で本市も行っておるということで、これは何にも法律上問題ないということと言われておりますのでよろしいんですが、その残骨灰を業者が引き取られる、しかも安価です、そういう残骨灰の御供養とか、そういうことはなされておるのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

大橋真由美市民課長。

○市民生活部市民課長兼天昇苑所長（大橋真由美君） お答えします。

委託業者が契約しております岐阜県内の寺院にて供養しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） 県内の寺院で供養されているということで、少しそれを聞くと安心するのでないかなと、こういうことを思います。

瑞浪市のホームページを見ますと、残骨灰の取扱いについて非常に細かく書かれておりまして、委託業者と、それから残骨灰の供養を行っているお寺の名前とか住所、電話番号が掲載されています。

残骨灰というと、何か触れてはならない事柄でタブー化してしまうのではないかと、こう

いうことを思うんですが、私はこれはきちっと、瑞浪市のような、同じことをやらなくてもいいですけど、きちっとお答えしていく必要があるんでないかと、そのように考えております。

葬祭人がいらっしゃって遺骨の引取りを拒否されると、残骨灰になると。一方、葬祭人がいない場合は無縁遺骨として保管されるという、こういう何か非常に切ない思いもするんですけども、このようなことで本当にいいのかなということを感じるんです。現状そうなおるといことでありますが、だからこそ残骨灰の扱いについては丁寧にしていかなければならないのではないかなと、そんなことを思っております。またこのような点もお考えいただけたらなと思います。

続きまして、4点目に移らせていただきます。

海津市マイエンディングノートですね、こちら私頂いたんですが、これは以前、伊藤誠議員が一般質問された後に作成されたと記憶しておりますが、改めて見させていただくと、非常によくできたエンディングノートだなと、このように思っております。

これまで3,000冊を無料で配付されてきたと、こういうことで答弁いただいたんですが、これは広告料のみで作成されておるのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

近藤理恵子高齢介護課長。

○健康福祉部高齢介護課長兼地域包括支援センター長（近藤理恵子君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、エンディングノートは、編集会社が広告主を募りまして、その広告料により無料で発行しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

ネットでエンディングノートを検索しますと、大体1,000円からであります。1,000円ぐらいが平均でありまして、本市においては広告収入で無償で配付できるというのは非常にありがたいことだと思いますので、積極的に活用していただければと思うんですが、その取組として、今、老人クラブやサロンで講座を開催されてきたとお答えいただいたんですが、これまでの実績といいますか、どういうことをやってきたかということをお答えいただけたらと思います。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

近藤理恵子高齢介護課長。

○健康福祉部高齢介護課長兼地域包括支援センター長（近藤理恵子君） お答えいたします。

エンディングノートを作成しました平成30年度は24回、令和元年度は17回講座を開催して

おりますが、コロナの感染拡大が始まりました令和2年度からは激減しまして、令和2年度は4回、令和3年度と令和4年度は1回の開催にとどまっております。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更になりました令和5年度は4回開催しております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） かなり開催されてきたんですけど、コロナで少し減って元には戻っていないということではありますが、超高齢社会と言われておりますが、ぜひこういういい取組をまた積極的に行っていただきたいと、そのように思います。

今回質問させていただきまして気づいたんですけども、このエンディングノート、これせっかく書いていただいても、御本人が亡くなった後、その存在に誰も気づかなかつたら書いた意味がないのではないかなと、こういうことをふと思ったんですが、ところがいろいろ口座とか、いろんな重要な個人の貴重な個人情報が入っておるので、なかなかその辺も難しいかもしれませんが、せっかく書いたものですので、何かどなたかにこの存在を知らせられるようなことも、ここに書くのがいいのか口頭で説明していくのか、そういうことも必要でないかなということをおもひまして、その辺また御検討というか、お考えいただけたらありがたいなと、そのように思います。

今回、私はこの質問をなぜしようかと考えたのは、死後の不安というのはどなたにも、誰でもあると思います。ましてや身寄りのない方は本当に不安だろうと感じます。今、中には死んだらもうおしまいだと、死んだ後のことは関係ないと、こういうことをおっしゃる方もいらっしゃいますが、死後の不安というのは当然、死んだ後不安になるんでなくて、今が不安になると、今が不安なんです。死んだ後どうなるんだろうかと、これはいつ不安になるか、今なんだろうと、こう思います。ですから、死後が不安であるということは今を安心して生きることができないと、こういうことだろうと思います。

エンディングノートの冒頭にいいことが書いてありまして、人生の最期を考えることは、今をどう生きるかということにつながりますと、このように書いてあります。まさしくそのとおりだなということを思います。なかなか自分の死という問題は考えたくないし、考えにくい問題でありますけれども、今を生きるという、こういうことにつながるんだろうと思っております。

そういう意味では、先ほど終活相談の窓口も開設されると、こういう御答弁もいただきましたし、そういう場所があるということは非常に大きな支えの一つになると思いますし、そのような窓口にしていただけることを願っております。

孤独死とか無縁遺骨という、こういう問題が社会問題化している中、特に身寄りのない方

が少しでも安心して暮らしていただけたらと、この質問を聞いてそう思っただけなら幸いだなと、そんなことを思っております。

以上で私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本武夫君） これで里雄淳意議員の質問を終わります。

◇ 北 村 富 男 君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、3番 北村富男君の質問を許可します。

北村富男君。

〔3番 北村富男君 質問席へ〕

○3番（北村富男君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に従って質問いたします。

要旨1. スポーツ振興と推進計画について、質問相手は市長です。

4年に1度のスポーツの祭典、オリンピックがパリで開催されたばかりです。選手たちの真剣なまなざし、諦めない姿、歓喜の表情に多くの人が感動を覚えたのではないのでしょうか。また、選手の方々が周囲で支えてくれた人々や応援してくれた人々への感謝の気持ちを述べる姿も大変印象的でした。オリンピック・パラリンピック、ワールドカップなど、様々な国際大会を見ますと、スポーツの持つ影響力を改めて認識させられます。

スポーツの及ぼす効果は健康にも経済にも多大なるものがあり、国ではスポーツ庁がスポーツツーリズムを提唱し、スポーツによる地域活性化を推進しています。

本市においても、2025年ねりんピック岐阜では長良川サービスセンターがマラソンの競技会場となっており、2026年アジア競技大会愛知・名古屋大会では長良川国際レガッタコースがローイングの競技会場となっております。ぜひこの機会により多くの方に海津を知っていただき、交流人口の拡大、スポーツを通じた地域活性化を進めていただきたいと思います。

本市においては、令和2年に策定された海津市スポーツ推進計画に基づき、本市の特性に応じたスポーツの推進に取り組まれています。計画の中では、施策の方向性が4つ示されていますが、その3つ目、スポーツを推進する人材の育成と組織の充実の取組として、1. スポーツ団体の充実、2. スポーツ人材の育成と活用が上げられています。市内スポーツ少年団、スポーツ団体の方からも、「入団希望の子どもが少ない」、「運営を若い世代に替わってほしい」など、今後の団体の維持や運営を心配する声も聞かれます。その計画も今年度5年目となり、見直しの時期を迎えました。

そこで、これまでの成果、課題を踏まえた新たな計画を策定されることになると思います。スポーツ振興の推進と市内スポーツ団体への支援は、海津市の発展、スポーツ資源を生かしたまちづくりには大変重要だと考え、お尋ねします。

1. これまでのスポーツ推進計画の中で特に成果を感じられた取組と今後の課題を教えてください。また、課題の解決に向けた取組は、来年度からの計画にどのように反映され、どのようなことに重点を置き新しい計画を策定するのか。

2. 人口減少によりスポーツ人口も減少傾向にあり、市内各スポーツ団体においても今後の存続、持続的な運営が難しくなると考えられます。このような状況を踏まえ、少年団、地域スポーツクラブ、市内スポーツ団体に対してどのような対応や支援を考えているのか。

3. スポーツを通じたまちづくりやスポーツツーリズムについての市のお考えをお聞かせください。

4. 昨年度までは全国大会に出場する個人または団体に対し経費の一部を補助する海津市全国大会等出場補助金制度がありましたが、今年度よりその補助金が激励金に変更されました。その理由を教えてください。

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員の質問に対する答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 北村富男議員のスポーツ振興と推進計画の御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをいたします。

1点目のスポーツ推進計画の成果と今後の課題につきまして、本市ではスポーツ推進計画に基づきスポーツ振興等に関する各種施策を進めているところであり、特にその施策体系の柱の一つであるスポーツを推進する人材と組織の充実に注力して取り組んでまいりました。

その大きな成果の一つが、西濃圏域では初となった休日における学校部活動の地域クラブへの移行であり、総合型地域スポーツクラブが中心となって、運営母体となる海津市中学校地域クラブを令和4年8月に設立いたしました。

また、指導者不足を解消するため、指導者の紹介・派遣を行う指導者バンクを海津市スポーツ協会内に設置し、専門的な指導が提供できる体制を整えました。これによって、子どもたちが自分に合った活動を選択し、スポーツ活動や文化活動に取り組むことができるようになりました。

今後の課題としましては、議員仰せのとおり、スポーツ人口の減少であり、特に子どもたちのスポーツ離れが深刻な課題であると考えております。そのため、本市では、子どもたちのスポーツ離れに歯止めをかけることを目的に、スポーツを始めるきっかけづくりとして、サッカー教室を毎年開催するほか、今年12月には読売ジャイアンツ女子チームのトップアスリートによる野球教室を開催するなど、子どもたちがスポーツの楽しさを体験できる機会の創出に取り組んでまいります。

このようなことから、子どものスポーツ離れを食い止めるため、次期スポーツ推進計画で

は、スポーツ少年団や中学校地域クラブの活動支援とともに、子どもたちが生き生きとスポーツ活動に参加できる環境づくりを重点としてまいります。

2点目のスポーツ団体等に対する支援につきましては、スポーツ少年団や中学校地域クラブに対し、引き続き運営費の助成や施設使用料の減免などの支援を行ってまいります。

また、体育施設のネット予約システムやスマートロックを導入するなど、スポーツ環境の整備を行うことで、保護者や利用者の負担軽減や利便性の向上を図ってまいります。

3点目のスポーツを通したまちづくりとスポーツツーリズムにつきましては、スポーツは健康づくり、生きがいづくり、コミュニティづくりなど、まちづくりに欠くことのできない大きな役割を担っており、次期計画には引き続きこれらの視点を盛り込んでまいりたいと考えております。

また、スポーツツーリズムに関しまして、本市ではレガッタやトライアスロン、自転車ロードレースなど、各地でスポーツイベントが盛んに行われております。これらのスポーツイベントには、参加者をはじめ、競技の観戦に訪れるファンや家族、大会を支えるスタッフなど、多くの関係者が集まり、会場は大変なにぎわいを見せており、交流人口の拡大につながっております。

このため、市としましても、今後、これらのスポーツイベントの参加者等に対して、観光パンフレットとともに市内の観光施設で利用できるクーポン券を配付し、周遊観光を促進する取組を行ってまいりたいと考えております。

加えて、2025年のねんりんピック岐阜や2026年のアジア競技大会愛知・名古屋大会など、今後大規模なスポーツイベントが市内で開催されることから、これらの機会を逃すことなく、地域のさらなる活性化や交流人口の増加につながるよう、スポーツツーリズムを推進してまいります。

4つ目の大会参加費に対する助成制度につきましては、複数の助成制度を一つに集約して窓口を一元化するとともに、スポーツ活動だけでなく、文化活動も含めた幅広い活動を対象とするため、これまでの制度を廃止し、今年度より新たな制度を設けたところであります。

今後も若い世代を中心に幅広い個人・団体への支援が行えるよう助成制度の充実を図ってまいります。

以上、北村富男議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） 答弁ありがとうございます。

スポーツを推進することは、体力の向上、健康維持、生きがいの創出、青少年の健全育成

への寄与、地域や仲間とのコミュニケーションによる人間関係の構築、地域の活性化といった多様な役割を果たすと考えます。そして、その環境を整えるのが市の重要な役割だと思います。

スポーツ推進計画には、施策の展開として具体的な取組イメージも上げられており、様々な取組をしていただいていることが分かりました。

特に中学校の休日部活動の地域移行に関しては、私も以前一般質問をさせていただきましたが、令和4年から海津市中学校地域クラブとしてスタートし、課題の一つとしていた指導者の確保に対しても指導者バンクを設置され、子どもたちにとってよい環境が整ったということは大変感謝しております。

また、子どもたちのスポーツ離れを課題として、今後様々なスポーツ教室を開いていただけるということで、ぜひ多くの子供たちがスポーツを始める入り口となるよう期待いたします。

それでは、幾つか再質問させていただきます。

スポーツ推進計画の中で、施策の展開としてスポーツ団体間の連携促進とあります。その重点取組として、総合型地域スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団の統合に向けた検討・統合を実現した先進地より講師を招き、課題・問題解決事例等の指導を受けるとされています。

そこで、これはどんな協議や検討をされたのか、また講師を招いて指導を受けた事例についてお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

徳永宗哲文化・スポーツ課長。

○市民生活部文化・スポーツ課長兼歴史民俗資料館長（徳永宗哲君） お答えいたします。

まず、講師を招いて指導を受けた事例につきましては、中学校部活動の移行に向け、令和2年11月に地域と中学校部活動の連携について講演会を開催いたしました。講師といたしまして、一般社団法人スポーツリンク白川からお招きいたしまして、総合型地域スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団が一つになった先進地として、3つのスポーツ団体が一緒になったメリットや、地域と中学校部活動の連携についてお話を伺いました。

検討・協議の内容といたしましては、その講演会を受けまして、令和2年12月から30回にわたりまして、中学校部活動から地域クラブへの移行についての打合せ会議を開催いたしました。海津市においてもスポーツリンク白川のように3つの団体が一つとなって中学校部活動の受皿となる組織を立ち上げることができるのか、それぞれの代表者と課題の洗い出しをワークショップ等で行いました。当時の課題といたしましては、活動場所や指導者の確保、運営組織などがございましたが、解決に向け検討・協議を行ったものでございます。

その結果といたしまして、令和4年8月に中学校地域クラブを発足するに至ったものでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

中学校地域クラブに関して、そういった講演会や会議等が開催されたことは認識しておりました。そういった協議を積み重ね、現在に至るということで、少年団や他の団体についての協議がされていると思い質問させていただきましたが、まだそこまでは進んでいないようなので、今後に期待いたします。

少年団に関しては、今まで地域や学校区が中心のチームづくりが多かったと思いますが、現在合同チームもあります。子どもが減少している現状において、今後は海津市を一つと考えたチームや団体の統合を含めた今後の在り方を考えていかなければならない時期に来ているのではないかと思います。ぜひ今後は市が主導して、中学校地域クラブ設立時のように、問題解決に向けた協議を進めていただきたいと思います。

次に、来年度からの計画では、スポーツ環境の充実を柱に取り組んでいくとのことですが、本市には長良川サービスセンターという大変すばらしい施設があり、様々なスポーツイベントが開催され、多くの人が集まるということでもあります。そういった施設があるということも本市の特性とし、イベント開催時には市の魅力をアピールしていただき、さらにはスポーツツーリズムの推進へとつなげていっていただきたいと思います。

そこで、スポーツイベントでは現在PRを行っているのか、行っているのであればどのようなPRを行っているのか、またねりんピック、アジア競技大会をチャンスと捉え、それに向けて市としてどのような準備をしていくのか教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

安立文浩産業経済部長。

○産業経済部長（安立文浩君） お答えいたします。

まず、スポーツイベントでの観光PRでございます。

例を挙げますと、例えば長良川ふれあいマラソン大会、長良川サービスセンターで開催しておりますけれども、会場に観光PRブースを出展いたしまして、市の観光パンフレットですとか、あと会場に近いということもありまして海津温泉宙舟の湯の割引券つきのパンフレットを配付して、御利用いただけるように声かけを行っております。そのほか、石津御嶽登山競走ですとか、あと自転車競技でAACAカップ等におきましても出場者の皆さんに観光パンフレットを配付して、観光誘客に努めているところでございます。

あと今後ですけれども、御質問ございましたねりんピックにつきましては、来年開催さ

れる予定でございます。それで、会場内に本市のブースを設置する予定でございます。全国からお越しいただく選手、関係者の方々に本市を知っていただく絶好の機会となると考えておりますので、実行委員会と連携しまして、先催県の例、来月行われると聞いておりますけれども、その例も参考にしながら、市内の観光施設や飲食店に足を運んでいただけるような仕組み、先ほど答弁もいたしましたけれども、クーポン券の配付も含めてその仕組みづくりを考えてまいりたいと思っております。

また、アジア競技大会につきましては、今後情報収集を行いまして、どのようなPRが可能か検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

いろいろイベントで考えていただいていることでぜひお願いしたいと思いますが、スポーツイベントで当日のみPRするのではなくて、開催前後も市内の飲食店や観光施設ににぎわいをもたらすような計画の推進、国または県と連携して協力を求め、スポーツを通じたまちづくりや海津市を全国、世界へアピールすることにも取り組んでいただきたいと思っております。

次に、全国大会等出場補助金制度についてですが、予算的に厳しいのかなと思っておりました。この補助制度は、なかなか他市町には例を見ない、大変ありがたい制度でありました。大変残念であります。スポーツだけではなく、文化活動についても幅広く支援をしていきたいということは当然のことであると思っております。

先日、市内の方から「息子が県選抜に選ばれた」ということをお聞きしました。「頑張ってください」といろいろお話しさせていただいたんですが、やはり東海大会、全国大会になると、選手だけでなく保護者も同行となるため、遠くになればなるほど大変経費がかかるということでありました。

本市の子どもたちが全国の舞台で活躍してくれることは大変うれしいことです。毎月、市長の下にも子どもたちが大会への出場報告に訪れていると思っております。市長は、「子育て世代に選ばれるまちづくり」を第一に掲げ、様々な施策を展開されておりますが、そういったことから、本市の未来を担う大切な子どもたちをしっかりと支え、育てていくことは大変重要だと考えます。

そこで市長に伺います。

小・中学生に対しては、激励金ではなく、来年もう一度、出場経費に対しての補助金制度への見直しを考えていただけないでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

先ほどの答弁で今後も若い世代を中心に幅広い個人・団体への支援が行えるよう助成制度の充実を図ってまいりますと申し上げたように、各種団体の御意見を伺いながら、不断の見直しのほうを行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） 不断の見直しをしていただけるということですが、前向きに捉えて、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、来年度から新たなスポーツ推進計画ではさらに一步進んだものとなるようお願いいたしまして、1つ目の質問を終わります。

要旨2. 道路・橋梁インフラの今後について、質問相手は市長です。

現在、私たちの生活を支えている道路や橋などの社会インフラの多くは、高度経済成長期に整備されたもので、完成から50年以上が経過しています。インフラの老朽化の現状と今後の予測として、国土交通省は2020年に今後20年間で建設後50年以上を経過する社会インフラの割合を算出しました。道路、橋については、2020年に約30%、2030年には約50%、2040年には約75%と予測され、今後加速度的に増加していくことが分かります。

さらに、少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより税収の増加が見込めない中で、インフラ老朽化対策に十分な予算を組めない状況が続くと思われまます。

こうした厳しい財政の中、限られた予算内で一つでも多くのインフラを持続的かつ適正に維持管理していくことを基本的な方針とし、インフラ長寿命化計画が策定されました。

それに伴い、本市においても平成24年に策定された海津市橋梁長寿命化修繕計画に定める長寿命化の実施方針に対応するため、平成28年海津市道路橋梁維持管理計画を策定され、定期的に更新されています。

令和2年第3回、第4回定例会一般質問において、橋梁の管理についての質問に対して、「市道の橋梁は重要なインフラ資産と考えており、基本的に統合・廃止することは考えていない」、「市道として管理する1,844橋全てを海津市橋梁長寿命化修繕計画の対象として、引き続き地域の道路網の安全・安心を確保するよう適切な維持管理に努めていく」と答弁されました。

本市が管理する道路橋は、5年に1回定期点検による健全度の判定を行い、その結果ⅠからⅣに分類され補修計画がつくられ、年度別の経費を算出されていることと思います。

構造物の機能に支障が生じている緊急措置段階とされるⅣに区分され、通行止めとされている志津橋については、令和5年第4回定例会において、早急に改修方針を検討するため、工法等の調査を行うという内容で補正予算計上されました。

老朽化したインフラは、本来、適切に補修を行い、機能維持を図ることが望ましいのですが、今後は厳しくなる財政状況と増大していく社会インフラの維持管理費の乖離は大きくなっていくばかりで、供用することが難しくなるインフラも出てくるのではないのでしょうか。

そこで、健全な財政状況を保ち続け、さらに安全な社会インフラを維持管理していくことの難しい現状を市民に示し、伝えていくことが必要だと考え、お尋ねします。

1. 令和3年度からこれまでの道路橋梁維持管理計画の進捗状況と予算の推移について教えてください。

2. 今後予定されている志津橋の改修方法や改修に伴う費用について教えてください。

3. 整備後30年から50年以上経過した施設が全体の90%以上を占めていることから、老朽化したインフラの更新や維持管理の継続が大きな課題となってきます。厳しい財政状況とこのような課題を踏まえ、来年度改定される橋梁長寿命化修繕計画において、橋梁の統合、廃止について検討するお考えはございますか、市の方針をお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤隆八都市建設部長。

○都市建設部長（伊藤隆八君） 北村富男議員の道路・橋梁インフラの今後についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1 点目の道路橋梁維持管理計画の進捗状況につきまして、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を契機に、道路法が改正され、全ての橋梁やトンネル等の道路構造物について5年に1回の点検が義務づけられました。

このことを受け、本市でも平成26年4月に橋梁長寿命化に関する対応方針を定めた橋梁長寿命化修繕計画を策定するとともに、平成28年11月に市道に架かる橋梁の具体的な維持・管理について定めた道路橋梁維持管理計画を策定しております。

この道路橋梁維持管理計画に基づき、市道に架かる橋梁の点検と補修工事を計画的に行っており、昨年度までに計画どおり全ての道路橋梁について2回の点検を実施したところであります。

これまでの橋梁点検の結果、通行止めなどの規制を行った上で補修対策が必要な健全度Ⅳの橋梁は1橋、また補修対策のみ必要な健全度Ⅲの橋梁が10橋あり、これら11橋について補修対策を進めてきたところです。

11橋のうち4橋については、昨年度までに補修を終えており、残り7橋についても本年度に2橋、来年度に2橋、令和8年度以降に3橋の補修を計画しております。

次に、道路橋梁の維持に係る予算の推移につきまして、点検と補修に要した橋梁維持管理費は、令和3年度は7,221万円、令和4年度は7,675万円、令和5年度は4,100万円であり、

令和6年度は3,280万円を予定しております。

2点目の志津橋の改修方法と改修費用につきまして、志津橋は床版がひび割れて強度が不足しており、また橋台の下が洗掘され、一部浮いた状態となっております。改修方法については、河川管理者である岐阜県大垣土木事務所との協議結果を踏まえ、補修による対応を計画しております。

具体的には、橋梁の機能を維持するための必要最低限の補修として、床版の一部打ち換えと橋台の洗掘を防止する工事を計画しており、改修費用は概算で約3,000万円を見込んでおります。

3点目の橋梁の廃止につきまして、議員仰せのとおり、今後老朽化により通行に支障を来す橋梁がさらに増えると予想されることから、将来的に市内全ての橋梁を維持していくことは困難であると考えております。このことから、令和7年度に予定する橋梁長寿命化修繕計画の改定において、健全度ⅢまたはⅣと判定された橋梁の対応方針を見直してまいりたいと考えております。

具体的には、新技術の活用により修繕コストの縮減を図るとともに、判断基準を定めた上で橋梁の廃止を検討してまいります。当然のことながら、橋梁は市民生活を支える極めて重要なインフラでありますので、廃止につきましては、地域の皆様に丁寧に説明するとともに、地域の御意見を伺い、判断してまいります。

以上、北村富男議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

当たり前に身の回りにある橋や道路のインフラですが、補修するのか廃止するのか、人口減少が進み、予算も不足する中で、大変苦しい決断をしていかなければいけない時期に来ているのではないかと思います。また、インフラの点検にはマンパワーも必要であります。今回は、今後、今あるインフラを全て維持していくことは現実的に無理なのではないかという思いから質問させていただきました。

来年度計画の見直しをされる際、橋梁の廃止についても検討されるということで、大変前向きな答弁をいただき、安心いたしました。

やはり全てを維持管理していくことが望ましいのですが、海津市の管理する道路橋の数は大変多く、橋梁については1,844橋で、管理する道路の延長は1,138キロで、住民1人当たりの延長では県内で1位ということであるそうですが、担当課の職員の皆さんにおかれましては、こういった多くのインフラの維持管理に日々御尽力いただきまして本当にありがとうございます。

ございます。

幾つか再質問させていただきます。

1点目の道路維持管理費について、令和3年度からこれまでの予算の推移、また令和6年度については予定を教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

桑原寛訓建設都市計画課長。

○都市建設部建設都市計画課長兼東海環状推進室長（桑原寛訓君） 道路維持管理費の令和3年度からこれまでの予算の推移、また令和6年度の予定についてお答えします。

主に舗装の補修に係る道路維持管理費の予算の推移につきまして、令和3年度は1億1,953万円、令和4年度は1億2,118万円、令和5年度は8,474万円を執行し、令和6年度は8,479万円を予定しております。以上となります。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

予算の推移ですが、橋梁維持管理費、道路維持管理費ともに、令和3年度、令和4年度はほぼ同額で、令和5年度、令和6年度の予定はともに減少していますが、その理由を教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

桑原寛訓建設都市計画課長。

○都市建設部建設都市計画課長兼東海環状推進室長（桑原寛訓君） 橋梁維持管理費、道路維持管理費の予算の推移の理由についてお答えします。

まず、橋梁維持管理費につきましては、橋梁維持管理計画に基づき、橋梁点検、橋梁設計、補修工事を実施しております。

令和3年度、令和4年度の橋梁点検、補修設計、補修工事を合わせた費用が同額程度になっておりまして、令和5年度は補修設計を実施していないために執行額が減少しております。なお、令和6年度につきましても補修設計を実施しておりませんので、令和5年度と同額の執行予定でございます。

次に、道路維持管理費につきまして、主に幹線道路などの計画的な舗装補修費用が大半を占めております。

補修対象路線の年次計画によりまして、令和3年度と令和4年度は同額程度の補修延長を実施しております。令和5年度につきましては、令和3年度と令和4年度と比較して費用が減少しているのは、主に補修を行う対象路線の違いによるものです。令和6年度につきましても令和5年度と同様の理由となっております、同額程度の執行予定となっております。

以上となります。

[3番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

私のほうに市民の方から寄せられる要望で一番多いのが、道路の改良、補修についてです。今後も限られた予算の中で市民が安全に過ごせる環境整備に取り組んでいただきたいと思います。重要度の高いところから計画的に補修をお願いしたいと思います。

2点目の志津橋の改修方法や改修費用についての再質問ですが、志津橋について、架け替えではなく、補修することになった経緯を教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

桑原寛訓建設都市計画課長。

○都市建設部建設都市計画課長兼東海環状推進室長（桑原寛訓君） お答えします。

令和5年第4回定例会にお諮りした補正予算により、志津橋の改修について検討を行っております。橋の使用頻度、主に通過する車両等を確認しながら、抜本的な橋の架け替えから補修まで工法検討を行ってまいりました。

橋の架け替えを行えば健全度Ⅰまで評価が回復することが可能ですが、多くの費用を要します。このため、利用頻度等を勘案し、費用低減を図るため、橋の補修により健全度Ⅱを目標としまして、新技術の活用、必要最小限の補修による費用低減を図ったことが経緯となります。以上となります。

[3番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

それでは、架け替えだった場合はどれぐらいの費用が見込まれたのか教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

桑原寛訓建設都市計画課長。

○都市建設部建設都市計画課長兼東海環状推進室長（桑原寛訓君） お答えします。

概算ではありますけれども、調査、設計、工事に係る費用の合計で約3億円を見込んでおります。以上となります。

[3番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

架け替えの場合は大変高額になるということですね。やはり今後、地域の実情や利用状況に応じた計画と予算の確保が必要になってくると思います。

そこで、新技術の活用による費用の低減にも努めていただいているということですが、厳しい財政状況の中、橋梁には国の補助制度があるようですが、予算を確保するため、今後どのような対策を考えているのか教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

桑原寛訓建設都市計画課長。

○都市建設部建設都市計画課長兼東海環状推進室長（桑原寛訓君） 橋梁の維持に係る国の補助制度、予算確保対策についてお答えします。

まず、橋梁の維持管理につきまして、橋梁長寿命化計画に基づいて実施する橋梁の修繕、更新、撤去等を支援する国の道路メンテナンス事業補助制度というものがございます。この事業補助制度につきましては、令和8年度以降の採択条件として、橋梁の統合・廃止、新技術の活用に関する短期的な数値目標、コスト削減等について、長寿化計画の中で明示する必要があります。

このため、来年度の長寿命化計画の見直しの中で、新技術の活用による修繕コストの低減、橋梁の廃止について対応方針を示し、予算の確保に努めてまいります。

また、道路の維持管理につきましても、主に幹線道路の補修費用に多くの費用を要します。このことから、幹線道路を中心とした維持管理計画を策定し、道路補修を計画的に進めるための予算確保に努めてまいります。以上になります。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男議員。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

近年、全国で多くの災害が起こっており、そのニュースを見るたびにインフラ整備の重要性を考えさせられます。災害時の緊急安全の確保の面から……。

○議長（橋本武夫君） 北村議員、時間が経過しましたので締めてください。

○3番（北村富男君） はい。

安全で快適な市民生活を支える社会活動を守るためにも、インフラ整備に対してしっかりと計画を立て、十分な予算配分をしていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本武夫君） これで北村富男議員の質問を終わります。

ここで13時15分まで休憩いたします。

（午前11時53分）

○議長（橋本武夫君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時14分）

◇ 松岡唯史君

○議長（橋本武夫君） 10番 松岡唯史議員の質問を許可します。

松岡唯史議員。

〔10番 松岡唯史君 質問席へ〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

要旨1. 学校給食費無償化について、質問相手は市長、教育長であります。

私は、令和4年第3回定例会において、学校給食費の無償化について一般質問をさせていただきました。当時の市長答弁では、「学校給食法では、学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとしていることから、無償化は法改正を含め国の施策として実施されるべきもの」とのお考えや、「無償化には約1億2,000万円から1億3,000万円の追加負担が生じるため、限られた財源を優先度の高いものから配分しなければならず、現時点での無償化実施は考えていない」とのことでした。

それから2年を経た現在、物価高騰の長期化により、子育て世帯を含めた市民生活が逼迫しております。今年7月下旬に日本共産党海津市委員会は市民アンケートを実施し、暮らしや市政に望むことなどを市民の皆さんから御回答をいただいております。現時点での回答数はそれほど多くはありませんが、暮らしが以前より厳しくなったと回答された方は約6割お見えになり、理由に物価高を上げられた方は、そのうちの8割近くでした。

一方で、市政に取り組んでほしいもののうち、子育て支援の充実について複数回答を求めたところ、小・中学校の給食費無償化を上げられたのは、回答者のうち約4割の方で、最も多い結果となりました。

また、先日、ある市民団体が、主に市内保護者の皆さんを対象とした学校給食アンケートを実施されました。給食費無償化については、「有償でいいから質を高めてほしい」、「無償化は望んでいません」といった御意見のある一方で、「支払うものが多過ぎるので、医療費が18歳まで無償化になったのなら、給食費も無償化していただくとありがたい」などといった御意見もあり、給食に望むこととしては、国産・地場産食材の推進や食材のバランスメニューに次ぎ、3番目に多い回答者数の6割の方が上げられたとのことでもあります。

全国的には、今年6月12日に公表された文部科学省の調査と、その調査に基づく同日付朝日新聞の記事によりますと、昨年9月時点で公立小・中学校の児童・生徒全員の給食費を無償化している自治体は、全国の3割に当たる547自治体あり、これは2017年（平成29年）の同様の調査と比べて約7倍に増えたとのことで、子育て支援の一環として給食費無償化をする動きが広がっているといえます。

一方、本市議会では、公教育の機会均等の立場から、居住地域による教育格差が生じないように、国の責任として学校給食法の見直しを行い、財源確保も含めて全ての市町村が学校給食費無償化を実施できるように求める意見書が提出される予定です。令和6年8月19日現在。

私は2年前にも述べましたが、憲法26条で義務教育はこれを無償とするとしており、全ての子どもの健やかな成長のために、学校給食費も含む義務教育の完全無償化が必要であるという日本共産党の立場から、本来であれば国が学校給食費は無償化すべきであると考えております。

しかし、現時点で無償化されていない状況を鑑み、近年の物価高騰や学習費の負担増に苦しむ子育て世帯の経済的負担を一刻も早く軽減しなければならないとの思いから、改めて本市における学校給食費の無償化に関して、今回取り上げさせていただくものであります。

そこで、次の点について市長にお尋ねをします。

①文部科学省における令和3年度子供の学習費調査によると、保護者が支出した1年間、子ども1人当たりの学習費総額、学校教育費、学校給食費及び学校外活動費の合計は、公立小学校で約35万3,000円、公立中学校で約53万9,000円です。平成22年度調査と比較しますと、公立小学校で約4万9,000円、公立中学校で約7万9,000円も増額しており、子育てに係る保護者の経済的負担が近年増していることが分かります。

そこで、本市において、このような学習費調査は実施されているのかをお尋ねするとともに、こうした社会情勢に対する市長の御認識をお尋ねします。

②給食費無償化のメリットとして、保護者の経済的負担が軽減されること以外に、教職員の給食費徴収管理業務の負担軽減が上げられます。そこで、市内の小中学校において、これらの業務がどのように行われているのかについてお尋ねをします。

③小学生、中学生それぞれ1人当たりの年間給食費はどのぐらいになるのかをお尋ねします。また、2年前の御答弁では、給食費無償化のために約1億2,000万円から1億3,000万円が必要とのことでありましたが、現在では小学校・中学校でそれぞれどのぐらい必要なのでしょうか。

④令和6年度海津市当初予算概要説明書によりますと、2年前に一般質問した前年度、令和3年度の財政調整基金約21億5,000万円と比べ、令和5年度の財政調整基金は3月補正後の予算額ではありますが、約9億円積み立てられて30億円超であります。財政状況から見ても、給食費無償化は十分に可能であると考えますが、市長の御認識をお尋ねします。

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 松岡唯史議員の学校給食費

の無償化についての御質問にお答えをいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをいたします。

1点目の子供の学習費調査につきましては、文部科学省が子どもの学習に関する家計収支を調べるため、幼稚園、小学校、中学校、高校の種別ごとに調査学校数を決定し、抽出した学校を対象に都道府県ごとに実施されるものであります。

県内の小・中学校における令和3年度の調査対象は計10校であり、本市の学校は含まれておりません。

議員仰せのとおり、この調査結果では、平成22年度の前回調査に比べ、1人当たりの学習費総額は増額しており、子どもに係る保護者の経済的負担が増えていることが分かります。このことは、本市においても同様と考えており、塾や習い事などの経費が要因となって、保護者の経済的な負担が増していると認識しております。

2点目の教職員の給食費徴収事務につきましては、給食費の徴収はごく少数の特殊な事案を除き、全ての児童・生徒について口座振替により実施しております。

なお、何らかの理由により期日までに徴収できない場合は、各学校において教頭や学年主任から保護者に連絡し、個別に納付を案内しております。

3点目の児童・生徒1人当たりの年間給食費につきましては、保護者から徴収する給食費は、1食当たり、小学生260円、中学生300円としており、年間授業日数を200日として計算すると、年間給食費は、小学生5万2,000円、中学生6万円となります。

次に、給食費を無償化した場合、新たに必要となる費用は、小学校で6,200万円、中学校で4,600万円、合計で1億800万円となります。

4点目の給食費無償化に対する認識につきましては、議員仰せのとおり、子育てに係る費用負担が増していることから、他の自治体において給食費無償化の動きがあり、その必要性は高まっていると認識しております。

また、国においても、昨年12月に閣議決定されたこども未来戦略において、給食無償化の実現に向けての具体的な方策を検討することとしております。

本市は、子育て世代に選ばれるまちづくりを政策目標の第一に掲げており、子どもや子育て支援に関する事業に予算を優先して配分していく方針であります。給食費無償化は、その大きな選択肢の一つであり、国の動向も踏まえつつ、子育て世代が真に必要なとする負担軽減対策を予算編成時において検討してまいります。

なお、物価高騰による食材費の上昇分については、保護者負担の軽減を図るため、引き続き市が負担し、給食費の値上げを行わない対応としてまいります。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、二、三、御答弁に対する確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの御答弁では、文科省の子供の学習費調査におきまして、市内の学校は調査対象となっていなかった旨の御答弁がありましたが、市独自でこういった学習費に関する調査をしているのか、それともしていないのか、お答えいただけますか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

学習費調査につきましては、市独自の調査は行っておりません。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 市独自でしていないのであれば、私としては、したほうがよいのではないかなと思います。

理由としましては、先ほど海津市においても、塾などの経費で保護者の方の経済的負担が増加傾向にあるというような御答弁がありましたけれども、私も恐らくそうではないかと思いますが、やはり今後の子育て世代の経済的負担の軽減策を検討していく際に、客観的なデータを持っていたほうが、よりの確で、より説得力のある施策ができるのではないかと考えるからでありまして、今後、市独自での調査を行うことも検討していただけたらと思います。

次に、無償化した場合に必要な費用についてであります。2年前に御答弁された額と比べて2,000万円ぐらい少なくなっております。これは単純に児童・生徒数の減少によるものなのかどうか教えていただけますか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、児童・生徒数の減によるものでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、私の給食費無償化に対する認識についての問いに対してなんですけれども、ほかの自治体でも給食費無償化の動きが見られるといった御答弁がありました。私が先ほど述べましたように、全国的には昨年9月時点で547自治体が公立小・中学校の児童・生徒全員の無

償化をしているとのことでありますが、県内の自治体においても無償化が広がっていると私は認識しております。

そこで、改めてお尋ねをしたいのですが、県内において、どこの自治体が給食費無償化を実施しているのか、一部無償化も含めてお答えいただけますか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

今年度、県内におきまして給食費を無償化している市町村は、6市町でございます。山口市、岐南町、垂井町、神戸町、揖斐川町、池田町でございます。

なお、そのほかに白川村と安八町では、第3子以降の児童・生徒を対象に一部助成を行っているという状況でございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございます。

特に、西濃地域で無償化が進んでいるということが言えるかと思えます。

私としては、先ほども述べましたけれども、本来的には国の責務として給食費無償化に取り組むべきではあると考えておりますが、市長もお認めになられておりますように、この物価高、そして学習費の負担増といったことで、子育て世帯の家計が逼迫している状況、こういった状況を一刻も何とか早くしてあげないといけないという思いから、今回改めて給食費無償化を取り上げさせていただいております。

子育て世代に選ばれるまちづくりを掲げる市長、そして海津市として一刻も早く無償化すべきだとも思いますし、先ほど御答弁の中にはコメントはありませんでしたけれども、財政的にも十分に可能だと考えております。

そこで、市長に改めてお尋ねをしたいのですが、本市の財政状況、そして財政の今後の見通しも含めて、この給食費無償化に対するお考え、市長のお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

[市長 横川真澄君 登壇]

○市長（横川真澄君） かねてから申し上げておりますとおり、私もできることならば、もうあしたからにでも給食費無償化したいんです。やれるものならやりたいんです。ですが、今の私の判断におきましては、まだその状況ではないということでもあります。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 残念ですが。

先ほど真に必要なとする負担軽減策をとすることは最初の御答弁で述べられました。けれども、私は、物価高ですとか学習費の負担増といった状況もそうでありまして、アンケートなどから給食費無償化を望む声も少なくないというふうに思っておるところです。なので、給食費無償化というのは、子育て世帯の負担軽減策としてはベストな策だというふうに私は思います。

先ほど判断に至っていないとおっしゃいましたけれども、財政的な意味合いからして難しいということであれば、学習費が小学校よりかかる一方で、無償化に要する費用が小学校よりも少ない、先ほど御答弁がありましたけれども、少ない中学校のほうから優先的に無償化することができないだろうかというふうにも考えるわけでありまして。

そこで、段階的に中学校から始めて、そして将来的に中学校をもというようなことは検討できないのか、それともしていないのか、これも市長にお答えいただけたらと思います。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 先ほどの私の答弁をちょっと一部訂正したいなと思います。

実施の判断に至っていないということですが、この給食費無償化は、海津市にとって、子ども、そして子育て支援に関する予算を増やしていきたいと、そういう思いの中で大きな選択肢の一つであるということは間違いありません。ですので、この給食費の無償化については、かねてからずっと考えているということでもあります。できることならやりたい、その一つであるということは間違いのないところでもあります。

そして、財政調整基金についての御質問もございました。この私の3年間で、基金総額でいえば25億円ほどの全ての基金を合わせますと、令和5年度の決算を踏まえるということですので、まだお認めいただけていないところでもありますので、まだ仮にということですが、20億から25億円ぐらいの基金を積み増すことができた。これを有効に使っていかなくちゃいけないと私も思っています。

それをこの給食費無償化ということに充てるのか、それとも今後ますます重要性が高まっている防災対策に設けていくのか。一たび災害が起きれば、30億円という財政調整基金が吹っ飛ぶということは間違いのないこととございます。そういったことも踏まえて、どの施策にどれだけの予算、どれだけの基金を充てていくかということはしっかりと予算編成の中で考えていきたいと思っております。

ですので、給食費無償化、誤解がないように申し上げますが、全くやらないと言っているわけではありません。この検討の中、来年度の当初予算の編成の中で、実施という考えに至るかもしれませんし、至らないかもしれないということでもあります。常に考えているという

ことは間違いのないことですので、ここで答弁をいたします。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

私は、本来的には小・中学校一律がベストだと思いますが、ただ、少しでも早く無償化の実現にと思ったので、中学校からというような御提案をさせていただきました。

この質問の最後になりますが、今回、給食費の無償化を取り上げるのは2回目でありまして、2年前よりは前向きな、より踏み込んだ御答弁がいただけたと私は思っております。子育て世帯が物価高に困っているのはまさに今であります。一刻も早く、そして多くの方へ負担軽減策が行き渡りますように、それを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

要旨2. 学校体育館への空調設置について、質問相手は市長、教育長であります。

気候変動等の影響によりまして、近年の夏は災害級の暑さとも言われます。今年の夏も大変暑く、エアコンがないと過ごせない日が続いております。

一方で、8月8日、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、この地震を受けて気象庁は南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性がふだんと比べて高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報を発表しました。

こうした中で、学校生活や市民のスポーツ活動の場であると同時に、災害時の避難場所ともなる学校体育館への空調設置が急務であるとの思いから、令和3年第2回定例会で私が、そしてまた今年の第1回定例会で浅井議員が一般質問をされました学校体育館への空調設置につきまして、改めて次の点をお尋ねします。

今年の第1回定例会における浅井議員の一般質問に対する答弁の中で、学校体育館への空調設備設置工事と断熱工事を合わせて1校当たり少なくとも1億1,000万円となるとして、学校施設環境改善交付金を活用しても、市の負担は7,500万円程度となる見込みと述べられました。

しかし、市の負担額7,500万円の部分に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や平田町の学校のみではありますが、過疎対策事業債を活用すれば、市の負担をさらに抑えることができるのではないのでしょうか。例えば、過疎対策事業債を活用した場合、市の実質負担額は7,500万円の30%、2,250万円に抑えることができると考えます。

一方、緊急防災・減災事業債を活用した場合、市の実質負担額は1億1,000万円の30%、3,300万円ですが、この事業債には学校施設環境改善交付金のような断熱要件がないため、学校体育館の断熱性確保による電気代削減効果を検証する必要がありますが、断熱工事費を抑えることも可能となり、市の実質負担額をさらに抑えることもできます。

近年の夏の災害級の暑さから、児童・生徒をはじめとする市民を守るために、またいつ起

こるか分からない災害時の避難者を守るために、私はこのような有利な地方債を活用して、一刻も早く学校体育館に空調を設置すべきだと考えますが、御認識をお尋ねします。

なお、空調設置工事と断熱工事、それぞれの1校当たり工事費をお尋ねするとともに、学校体育館に空調を設置する場合の財源等に係る現時点での方針や検討状況も併せてお尋ねをいたします。

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 松岡唯史議員の学校体育館への空調設備の設置についての御質問にお答えをいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

近年は、記録的な猛暑に見舞われております。このため、災害時の指定避難所である学校体育館の暑さ対策は重要な課題であり、空調設備の設置は、災害時の避難者や児童・生徒を暑さから守る観点から非常に有効な手段であると考えております。

しかしながら、体育館への空調設備の設置に当たっては、令和6年市議会第1回定例会で答弁いたしましたとおり、1校当たり約1億1,000万円の予算が必要となります。その内訳は、空調設置工事約7,000万円、断熱工事約4,000万円であります。

このように空調設備の設置には多額の費用が必要であることから、学校体育館への空調設備の設置については、国の補助金、有利な地方債などを含め、本市の財政状況に鑑み検討してまいります。

なお、空調設備を設置するまでの間は、熱中症対策としてスポットクーラーの配備を進めてまいります。スポットクーラーは、本年6月に中学校に配備したところ、学校から運動時のクールダウンに大変有効であるとの報告を受けており、また、小学校からも配備の要望を受けているところであります。

来年度においては、中学校へ配備するスポットクーラーを拡充するとともに、新たに小学校に導入してまいります。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁の中で、国の補助金、有利な地方債などを含め財政状況に鑑み検討するというようなことを言われました。ただ、私が聞いたかったのはまさにその部分でありまして、

前回、私の一般質問での御答弁では、交付金を受ける条件として断熱工事が必要であって、市内の小・中学校体育館は断熱性のない構造だから空調設置工事に加えて断熱工事をしないといけないということでありました。しかし、緊急防災・減災事業債を活用する場合、断熱工事は要件ではありません。そのため、空調設置工事のみとすることが可能であります。

そうするとなんですけれども、市の1校当たりの実質負担額といいますのは、先ほど御答弁にありました空調設置工事の代金であります約7,000万円の30%で、約2,100万円になります。9校合わせて1億8,900万円となります。

しかしなんですけれども、断熱工事をしないと光熱費が課題となったり、効率的・効果的な施設設備ができないといったこともあるかもしれません。そういった辺りが調査・分析が必要になってくるというふうには思いますけれども、現時点において体育館の空調設置に対してどのようなお考えを持ってみえるのか。例えば断熱工事をするとかしないとか、どのような地方債を使うのかとか、交付金を組み合わせるのかといった辺りをお尋ねしたつもりなんです。なので、その辺り改めてお尋ねしますけれども、お答えいただけませんか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

小粥政人財政課長。

○総務企画部財政課長（小粥政人君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、断熱工事の実施も含めまして、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 確認なんですけれども、現時点ではまだ何も決まっていないということではよろしいでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 空調設備の設置につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、今後、国の補助金、有利な地方債など財政状況に鑑みて、今後検討してまいりたいということでございますので、よろしく願いします。

[10番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 今後検討するということですので、これ以上お尋ねしても詳しい話、具体的な話は出てこないかと思っておりますので、最後に新聞記事を2つ紹介させていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

1つは、8月27日付岐阜新聞によりますと、大垣市が2028年度までに学校体育館へ空調を設置するとの報道がありました。児童・生徒の熱中症予防ですとか、災害時の避難先としての機能向上を図るとして、小学校から順に整備していくとのことでもあります。

もう一つは、8月30日付朝日新聞なんですけれども、夏に被災したら…酷暑の避難所「危険」と題した記事が掲載されておりました。少し読ませていただきたいと思います。

夏に大規模災害が起きた際、避難所に身を寄せた住民の命をどう守るのか。自治体の災害担当職員らが体育館に宿泊して、避難所を運営する訓練を行ったとのことでありまして、7月27日から28日に大阪府八尾市の安中小学校の体育館で訓練されたとのことでもあります。

この日の最高気温は35.4度で、体育館には空調設備がなく、スポットクーラーと扇風機が4台ずつ設置されたものの、館内には暑さが籠もり、参加者からは命の危険を感じるとの声も出たとのことでもあります。

また、八尾市は、空調設備のない体育館などの指定避難所ではスポットクーラーを使う計画だが、スポットクーラーは電力消費量が多く、小型の非常用発電機では動かせないとのことで、装備の見直しを検討するとのことでもあります。

私はこの記事を読んで、果たして実際の災害時に空調設備のない避難所が機能するのか、避難者の健康は本当に守れるのか、改めて大変不安に感じました。先ほどスポットクーラーの導入・拡充について述べられましたけれども、児童・生徒の熱中症予防はもちろん、酷暑時の避難者の命を守るためにも、大垣市での事業も参考にさせていただいて、早急に学校体育館への空調設置を要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで松岡唯史議員の質問を終わります。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、9番 浅井まゆみ議員の質問を許可します。

浅井まゆみ議員。

〔9番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○9番（浅井まゆみ君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

要旨1. 認知症の人に寄り添った地域社会の構築について、質問相手は市長でございます。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が1人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年の1月に認知症基本法が施行されました。

認知症の患者数は、団塊の世代が75歳以上となる2025年には700万人前後に達し、65歳以

上の高齢者の約5人に1人を占めると推計されています。今や認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症は御本人だけでなく、御家族や介護者の負担も大きく、長引く介護によってお互いに疲弊している事例も少なくありません。認知症の方にしばしば生じる幻覚、妄想、徘徊といったBPSD（行動・心理症状）は、個人差はあるものの、身体的・精神的なストレスや不安などにより出現し、これが介護を難しくしていると言われています。

BPSDは、適切な対応や環境調整をすることで症状を軽減できることが分かっており、認知症の方の家族等が正しく認知症を理解し、適切に対応できるようにすることで、在宅で生活する認知症の方のBPSDの発症を予防したり、認知症の進行を緩和したりすることも可能であり、認知症の方の御家族、介護者の心理的負担の軽減につながる効果も期待できます。

そこで、フランス発祥の認知症の人に寄り添い、優しさを伝えるケア技法、ユマニチュードの取組を提案いたします。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの方が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。そのための効果的な技法として、「あなたを大切に思っています」ということを見る・話す・触れる・立つの4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されています。

具体的には、相手がのけぞらない程度まで思い切って近づき、同じ目線の高さで正面から見詰める。低めのトーンで穏やかにゆっくりと抑揚をつけ、前向きな言葉で話す。つかまず、下から支えて触れている面積をできるだけ広くする。1日の合計20分間立つことができれば、寝たきりの予防になるというものです。

介護の現場では、一生懸命にケアをしても、相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず、口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。

また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

福岡市では、2016年度、家族介護者や病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施いたしました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担

感も低下するといった効果が見られたことから、2018年度に市は、まちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小・中学校の児童・生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは「もっと早く知っていればよかった。今後は、介護をする人たちに私たちが伝えたい」との声が寄せられています。

また、地域住民や子どもたちに認知症とユマニチュードの基礎知識を教える地域リーダーも誕生し、現在55人まで増えています。

こうした取組を継続的に実施しようと、福岡市では今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しています。

超高齢社会を迎え、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、本市においても認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

次に、軽度認知障がい（MC I）の回復に向けた取組について伺います。

先日、土岐市で行われた岐阜医療科学大学の看護学部長、薬袋淳子教授の「自分の人生の舵は最期まで自分で取る」と題して、認知症の予防法についての講演会に参加してまいりました。

薬袋先生は、年を重ねれば誰もが認知症になるのではなく、生活習慣が鍵になるということで、特に重要なことは、認知症の多くは軽度認知障がい（MC I）の時期を通過することにある。このMC Iを見過ごすと、約半数は5年以内に認知症に移行すると言われていました。

そこで薬袋先生は、2020年から、地域で生活されている高齢者に対してスクリーニング検査（ミニコグ）を行い、MC Iを見つけ、健常に戻っていただくという取組がなされました。この取組に参加された1期生259名のうち、MC Iが疑われた人は68名（26.2%）で、そのうち1年後に健常に戻った人は52名（76.5%）だったということです。

どんな取組が効果的であったかを分析した結果、効果があったとされるものをノートに列挙し、毎日チェックしていただき、その結果、ほぼ毎日できたことが、昨日私は何をしてどうだったを記録すること、あした何をしようとする前に考えること、新聞コラムなど文章を声に出して読むこと、ボールをにぎにぎ、逆から数えて20回することでした。

認知症予防の取組はたくさん行われており、メディアでも紹介されています。しかし、その多くは継続性に課題を残しています。簡単なようですが、毎日行うことは容易ではありません。とにかく行ってくださいとお願いして挑戦していただいた結果、これらが習慣化されて、今では毎日のルーチンになったとおっしゃる方がほとんどで、その結果、認知機能が回復し、脱MC Iが達成されたということでした。

本市においても、介護予防教室や介護予防リーダーの養成、フレイル予防対策など積極的に介護予防対策を行っていただいておりますが、さらなる対策として、この葉袋先生のMCIにならないための手法を取り入れてはどうかと思いますが、御見解をお聞きいたします。

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の認知症の方に寄り添った地域社会についての御質問にお答えをいたします。

1点目のユマニチュードの普及につきまして、高齢化の進展に伴い、認知症の方のさらなる増加が見込まれることから、本市では、市民が認知症について正しく理解し、地域全体で認知症の方やその家族を支えることにより、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちなの実現を目指しております。

そのためには、認知症の方やその御家族に寄り添い、温かい目で見守るサポーターを増やすことが何よりも重要であることから、本市では、子どもから大人まで、それぞれの年代に合わせた認知症サポーター養成講座を毎年開催しております。

具体的には、市内の全小学校の高学年児童を対象として、認知症に関する絵本の朗読やグループでの話し合いなどを交えて、認知症の方との接し方とともに思いやることの大切さを学ぶ講座を毎年開催しております。

また、一般の方を対象とした講座では、認知症の正しい理解を促すとともに、認知症の方とのコミュニケーションの取り方などを学ぶ内容となっており、見守り活動などにより、それぞれの方ができる範囲で認知症の方やその御家族を支援することの重要性をお伝えしております。

議員仰せのユマニチュードは、認知症の方への接し方を分かりやすく示したケア方法の一つで、認知症の方と円滑なコミュニケーションを図るための手法であります。介護業界では、2010年代以降、その重要性が認識されるようになり、既に多くの介護現場においてユマニチュードを用いたケアが実践されているところであります。

しかしながら、一般にはまだまだ認識されていない現状にあることから、今後、市民を対象とした講演会を開催するなど、ユマニチュードの普及啓発に向けた取組を進めてまいります。

2点目の軽度認知障がいの回復に向けた取組につきまして、認知症の改善には、早期診断、早期治療が重要であることから、本市では、認知障がいの程度に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらを標準的に示した認知症ケアパスを作成し、配付しております。

また、認知症に関する専門知識を有する認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症に関する情報提供と相談支援を行っております。

さらに、認知症の早期発見こそが、その後の早期診断や早期治療につながることから、昨年度より早期発見に有効である脳機能トレーニング教室「脳活じかん」を、高齢者を対象に開催しております。

この教室は、タブレット端末を用いて認知機能の状態をチェックするとともに、科学的根拠に基づき、脳機能の活性化に向けたトレーニングを行う内容となっており、認知症の早期発見につながっております。

あわせて、「脳活じかん」の修了者を対象として、継続して脳機能トレーニングを行うことができるよう、脳活クラブを月2回開催しております。これらの脳機能トレーニングは、認知症予防に効果的な取組の一つとされており、今後も継続して実施してまいります。

議員仰せの軽度認知障がいとは、物忘れのような記憶障がいが出るものの、症状はまだ軽いことから日常生活には問題がなく、自立した生活を送ることができる状態と言われております。軽度認知障がいとは、早期に発見して適切な治療を受けることで認知機能の改善が期待でき、認知症への進行を予防できる可能性があります。

そのため、市報、市ホームページや認知症予防教室での周知に加え、市民の皆様を対象に軽度認知障がいに関する講演会を今年度中に開催するなど、軽度認知障がいの予防に向けた取組を実施してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

今月は認知症月間ということで、9月の市報にも海津明誠高校の皆さんとコラボで介護予防教室をZoomで行っていただくとか、また認知症啓発パネルを庁舎に掲載していただくという記事が載っておりました。

ユマニチュードについては、介護現場では重要性については認識されているということですが、まだまだこの言葉自体、私も今回オンライン研修で初めて知ったわけですが、知られていない現状であります。まずは市民の皆様を理解していただくための講演会の開催を検討していただくということですので、ぜひとも前向きによろしく願いいたします。

福岡市では、人生100年時代を見据え、誰もが心身ともに健康で、自分らしく生きていくことができるよう、認知症の人やその家族が生き生きと暮らせる認知症に優しいまち、「認

知症フレンドリーシティ」を目指し、ユマニチュードを中核にまちづくりを進めておられます。

福岡市のある高齢御夫婦で、奥様が認知症になられた方の経験ですけれども、この御主人は、最初は何で同じことを何度も何度も話すのか、ちっとも分かってもらえんということで、いらいらいらいらして、もう本当に死にたいという気持ちでいっぱいだったそうなんです。ところが、このユマニチュードを実践されてからは、本当に奥様も笑顔があふれて、本当に楽しく暮らせるようになったということでした。

また、福岡市では、小・中学校でこのユマニチュードの講座を10時間受けてもらっているとお聞きしました。子どもたちがこの講座を受講して、お友達のこととかを大切に思う心を学び、そしていじめ対策にもつながっているということでした。

さらに、救急隊の方にも学んでいただいているということで、救急現場で高齢の方を搬送することがあると思いますが、認知症の方だと本当に大変だと思います。そこで、救急隊の方にもこのユマニチュードを学んでいただいた結果、穏やかに高齢の認知症の方に対応できたということでございます。

先ほど、認知症サポーター養成講座を小学校でも開催していただいているということですが、この認知症サポーター養成講座の中にユマニチュードを取り入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それから、これまでこの養成講座を受けて、認知症サポーターという方は何名ぐらいいらっしゃるのか、延べ人数を教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 御提案の内容は、実施する必要があるということは認識をさせていただいております。先進自治体であります福岡市などの現在実施をしている自治体の状況を伺わせていただくとともに、その実現には関係機関との調整も必要になってまいりますので、今後、実現に向けて調整してまいりたいと考えております。

人数につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 近藤理恵子高齢介護課長。

○健康福祉部高齢介護課長兼地域包括支援センター長（近藤理恵子君） サポーターの数でございますが、平成20年度から認知症サポーター養成講座を開催しておりまして、今日現在、延べ4,945人の方に受講していただいております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

そういった講座を受けている方、受けていただいた方々にも、さらにまたスキルアップ講座みたいなものを設けていただくといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今後このユマニチュードの認知度が深まれば、また地域リーダー養成講座とか、家族向けの養成講座などの開催もお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この技法が全国に広まりつつあります。福岡市のように介護現場や家族介護者だけではなく、地域住民の皆さんがあらゆる場所でこのユマニチュードを実践すれば、笑顔あふれるまちづくりができるのではないかと思いますので、今後はこの優しさを伝えるケア技法、ユマニチュードの取組が広がっていくようお願いしまして、次の質問に参ります。

軽度認知障がい（MC I）の回復に向けた取組ですが、早速、今年度中に葉袋先生の講演会を開催していただくということで、ありがとうございます。昨年度よりタブレットを用いた脳機能トレーニング教室「脳活じかん」を実施していただいているということですがけれども、私もこのタブレットを使って脳トレの体験をさせていただきました。これは大変楽しくて、とてもすばらしいと思いました。この教室というのは、1回だけの教室なのでしょうか。それとも何回か通っていただくものなのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

近藤理恵子高齢介護課長。

○健康福祉部高齢介護課長兼地域包括支援センター長（近藤理恵子君） お答えさせていただきます。

この教室は、1時間半のプログラムを4日間受講していただいて修了となる教室でございます。

昨年11月から現在まで教室を4回開催しまして、48名の方に受講していただいております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それから、この教室を修了された方に脳活クラブを月2回開催されているとのことですがけれども、この月2回というのは継続的にずっと月2回開催されているのか、参加対象はどのようになっているのか教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

近藤理恵子高齢介護課長。

○健康福祉部高齢介護課長兼地域包括支援センター長（近藤理恵子君） お答えさせていただきます。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、継続して脳機能トレーニングに取り組んでいただ

るように、今後も月2回の脳活クラブを継続的に開催してまいります。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今後、この教室に多くの方が参加できるように周知していただきたいと思います。そして、葉袋先生の脱MC Iの手法を市民の皆さんに知っていただき、継続的に実践していただくよう、講演会をやっていただいた後には、この「脳活じかん」や脳活クラブの中においてもMC Iの取組を取り入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

近藤理恵子高齢介護課長。

○健康福祉部高齢介護課長兼地域包括支援センター長（近藤理恵子君） お答えいたします。

今後、脳機能トレーニング教室の中で、MC Iの基礎知識や対応方法についてお伝えしまして、MC Iとは何かを正しく理解していただけるよう啓発を行ってまいります。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

市報やホームページでの周知もしていただくということですので、今後、MC Iの正しい理解で、より効果的な認知症予防になるようこれからも進めていただき、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築をよろしくお願いいたします。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

次の質問に参ります。

マイナ保険証の普及と利用促進について、質問相手は市長でございます。

今年の12月2日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。円滑に移行するために、政府としてはマイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に努めてきました。現在は、本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療団体との連携、あらゆるメディアを通じて広報展開いたしました。

一方で、地方議会においては、健康保険証の存続を求める意見書、健康保険証廃止の見直しを求める意見書などが採択される動きが相変わらず続いております。

こうした状況を踏まえて、市民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。一人でも多くの方にデータに基づくよりよい医療が受診

できる、高額医療費などの手続が簡素化できるなどの医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取組を進めていただきたいと思います。

マイナ保険証を保有していない方への対応として、12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です。12月2日以降、保険証を利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に申請していただくことなく、プッシュ型で資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができます。

現在、マイナンバーカードは国民の約74%、本市では77.5%が保有しています。今年7月1日時点で。その一方で、国では健康保険証としての利用は全体の約7.7%にとどまっている状況です。今年の5月時点です。

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤であり、保険証として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者・医療現場それぞれに多くのメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用など、日本の医療DX（デジタル化）を進める上でも重要なベースとなります。

また、大規模な地震などが起きた際に開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続がスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されました。

また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるためスムーズな支援（提供）要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られました。

さらに、一部地域においては、救急医療における患者の健康・医療データの活用という消防庁の実証事業が行われております。これは、例えば自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまって救急搬送される場合等に、救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると、既往症はあるのか、どんな薬を服用しているのか等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適正な治療ができるようになるというもので、近い将来に全国展開する予定と聞いています。

このように、社会全体で医療DXを進めていくために、マイナ保険証は重要であり、保険証を廃止し、マイナ保険証へと移行する本年12月2日までにいかに円滑に移行していくかが極めて重要であります。

7月4日に厚労省保険局医療介護連携政策課により、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた御協力をお願いについてという事務連絡が発出されております。これを見ると、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。

今後、マイナ保険証の利用促進について、12月に向けての広報活動を強力に推進し、市民

の皆様へ正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員の質問に対する答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 浅井まゆみ議員のマイナ保険証についての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

マイナ保険証の普及と利用促進につきましては、各保険者において厚生労働省から提供を受けた資料や広報素材を活用しながら、各種の取組を実施しております。国民健康保険の保険者である本市としましては、市報や市ホームページにおいて、マイナ保険証の運用開始を案内するとともに、マイナ保険証のメリットを分かりやすく解説する厚生労働省のホームページへのリンクを市ホームページに設定するなど、マイナ保険証の普及と利用促進に取り組んでおります。

また、被保険者に対し、保険証の年次更新時にマイナ保険証の登録方法やマイナ保険証を利用した際のメリットなどを掲載したパンフレットを配付するなど、マイナ保険証の利用を呼びかけております。

さらに、市の窓口においては、国民健康保険の加入手続に来庁された全ての被保険者に対し、マイナ保険証の登録を直接呼びかけるとともに、マイナンバーカード交付時に保険証としての利用を希望される方に対し、保険の種類にかかわらず、マイナ保険証の登録手続をその場で案内するなど、マイナ保険証の普及と利用促進につながる取組を行っております。

今後につきましては、市報11月号において、国民健康保険証の新規発行の終了をお知らせするとともに、マイナ保険証の登録を促す案内を改めて掲載してまいります。

また、厚生労働省から提供を受けた啓発ポスターを市役所や各支所などの市の施設に掲示するなど、様々な広報媒体を通じてマイナ保険証の普及と利用促進に取り組んでまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

マイナンバーカードの普及においては、各種イベントや高齢者施設、個人宅にも出向いていただくなど、休日返上して職員の方には大変御努力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

マイナ保険証については、これまでも市報やリーフレットなどを通じ周知していただいているとのことですが、まだまだ保険証への登録が進んでいないのが現状ではないでしょうか。

本市でのマイナンバーカードの保有率は77.5%ということですが、マイナ保険証として登録されている方、国保と後期高齢しか分からないと思いますが、どれくらいいらっしゃるのか教えてもらえますか。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

三浦朝子保険医療課長。

○市民生活部保険医療課長（三浦朝子君） 御質問にお答えいたします。

マイナ保険証の登録率は、令和6年6月時点で国民健康保険は69.2%、後期高齢者医療制度は63.7%となっております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

意外とたくさんの方が登録されているということで、よかったですと思います。

それから1つ聞きたいんですが、転職や失業した場合など、保険者が変わった場合の手続というのはどのようにになりますか、お伺いいたします。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

三浦朝子保険医療課長。

○市民生活部保険医療課長（三浦朝子君） 御質問にお答えいたします。

保険者が変わった場合の手続につきましては、マイナンバーカードを保険証として利用登録された後の手続等は必要ありませんが、資格の取得、喪失等の届出に関しましては、国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、今までどおり手続が必要となります。

健康保険組合や協会けんぽなどの被保険者の方については、資格届は事業主が行うとなっております。以上になります。

〔9番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

今までどおりの手続でいいということで、保険証については特に手続をする必要がないということでした。ありがとうございました。

それから、医療機関がマイナンバーカードを健康保険証として使えるカードリーダーを導入していなかった場合はどうなりますか、教えてください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

三浦朝子保険医療課長。

○市民生活部保険医療課長（三浦朝子君） 御質問にお答えいたします。

市が保険者である国民健康保険では、現在、発行の保険証の有効期限を令和7年7月31日

としておりますので、有効期限が切れるまでは保険証として使用していただけます。

保険証の有効期限後におきましては、マイナ保険証をお持ちの方には、現行の保険証の有効期限が切れる前に資格情報のお知らせを送付いたしますので、マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せて医療機関へ提示することで受診ができます。

一方、マイナ保険証をお持ちでない方には、現行の保険証の有効期限が切れる前に資格確認書を発送いたしますので、資格確認書を医療機関へ提示することで受診ができます。以上になります。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それからもう一点、今回の補正予算にマイナンバーカードの特急発行に伴う機器購入費がありますが、特急発行とはどういったものなのか御説明ください。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

大橋真由美市民課長。

○市民生活部市民課長兼天昇苑所長（大橋真由美君） 特急発行について御説明いたします。

マイナンバーカードの特急発行とは、乳児や海外からの転入者、またマイナンバーカードをなくしたことによる再交付など、特に早急にカードが必要となる人を対象とするものでございます。

通常の手続では申請日から交付まで1か月ぐらいかかっておりますが、特急発行では申請から1週間以内で、最短5日で交付できるようになり、作成されたカードにつきましても申請者に直接送付される仕組みとなる予定でございます。

なお、このことにつきまして、市民の皆様には市報やホームページでお知らせをする予定をしております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 浅井まゆみ議員。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

そうしましたら、紛失とかした場合の再発行なんかのときでも、本当だったら1か月とか2か月かかりますけれども、1週間ぐらいで直接本人に送られてくるということですね。ありがとうございます。

マイナ保険証は、今後、先ほども述べましたとおり、避難所での活用や救急現場での活用もできるようになるなど、デジタル社会になくはならないものであります。健康・医療情報を個人や医療機関で上手に活用すれば、健康寿命の延伸にもつながり、ひいては医療費の削減にもつながっていくのではないのでしょうか。

12月まであと僅かでございます。市民の方に丁寧さらなる周知をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで浅井まゆみ議員の質問を終わります。

ここで14時40分まで休憩いたします。

(午後2時26分)

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時38分)

◇ 小 粥 努 君

○議長（橋本武夫君） 4番 小粥努議員の質問を許可します。

小粥努議員。

[4番 小粥努君 質問席へ]

○4番（小粥 努君） では、本日ラストバッターということで頑張っております。よろしくをお願いいたします。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

要旨、生活環境の保全について。質問相手、市長。よろしくをお願いいたします。

近年、様々な住環境の問題やトラブルが増えております。特に騒音やペットによるトラブル、ごみ等の不要物の堆積、さらには住居地や空き地での樹木の生い茂りといった問題などが自治会や地域において増加し、多くの自治体では苦情や相談が増え、対策に苦勞しております。このため、ごみ屋敷対策条例や不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例などを策定し、対策を取っている自治体も増えているそうです。

一般に言われるごみ屋敷や樹木が生い茂っている家や土地が近所にあることにより、その地域で暮らしている方々は不安や生活への悪影響を感じ、安心して暮らすことが難しくなります。これが時としてトラブルに発展することもあります。このような問題は、防犯や防災に対する不安、ごみなどの不法投棄を誘発することや、火災の発生、病虫害や悪臭の発生、さらには土壌の汚染や風景や景観の悪化など、多方面での問題が関連しています。

当市においても、このような問題で苦慮している自治会長さんの声もお聞きしており、「注意喚起を行っても聞き入れてもらえない」、また「自治会に加入していないため、話合いができない」といった困り事が多く寄せられており、またそのような問題に対し市でも対応してほしいとの要望もよく聞かれます。

こういった問題は、周囲の環境に悪影響を与えるだけでなく、当事者自身が地域で孤立してしまうことが多く、周囲とのトラブルになるケースも少なくありません。そのため、この

ような問題を未然に防いでいくために、ごみなどの堆積や樹木が伸びて手に負えなくなる前に対応し、地域住民だけでなく当事者の支援にもつながるような条例等を設けている自治体もあります。

以前、市内で火災があったときには、その後の処理について多くの懸念や不安の声が寄せられました。そのお宅も自治会には加入しておらず、地域の方々が当事者と話すこともできなかったため、市や我々地元議員にも多くの相談が寄せられましたが、市の迅速な対応により問題となっていた後片づけが進んだことで解決し、地域の方も一安心されました。

しかしながら、以前よりごみの堆積による苦情や不安の声が市に寄せられていたにもかかわらず、改善されなかったという声も伺っております。市が何もしなかったわけではなかったと思いますが、法律が現行のままでは本格的な対応が難しいとも感じております。

そこでお伺いいたします。

1つ、このような住環境の問題やトラブルの増加に対して、市の認識と現在の対応状況についてお聞かせください。

2つ、市民の安心した暮らしを守っていくことは、市の大事な責務でもあると考えますが、いかがでしょうか。

3つ、高齢化や核家族化の影響もあり、ごみの堆積や樹木の生い茂り等、様々な住環境に関する問題はこれからも増加していくと思われませんが、市民の方や自治会長さんから苦情や相談があった場合、これらの問題の解決に向けて、今後どのような対応を進めていかれる予定かお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の住居の荒廃に関する御質問にお答えをいたします。

近年、いわゆるごみ屋敷や樹木の繁茂といった住居の荒廃が社会問題となっており、環境や衛生、防災、防犯、さらには景観の面で周辺地域に悪影響をもたらしております。また、当事者による解決が進まないことから、周辺住民より行政に対応を求める事例が全国的に増えており、自治体が抱える政策課題の一つとなっているところであります。

この住居の荒廃につきましては、全国的に都市部での事例が多く、本市における事例は比較的少ない状況にあります。しかしながら、高齢化の進展や単身世帯の増加、価値観の多様化などにより、本市においても今後増加することが懸念されるところであります。

公益財団法人日本都市センターが2018年に行った調査によりますと、住居の荒廃の発生要因として最も多かったものは社会的な孤立であり、続いて判断能力の低下、身体能力の低下、

経済的困窮などが上げられております。また、先月28日に総務省が公表した「ごみ屋敷」対策に関する調査の結果におきましても、いわゆるごみ屋敷の当事者の7割が、要介護や認知症、障がい、精神疾患、身体疾患、生活困窮などの健康面や経済面の課題を抱えていることが明らかになったところであります。

このように、住居の荒廃に係る当事者の多くが福祉課題を抱えていることが大きな要因となっており、住居の荒廃に関する問題の解決には、環境問題としてのアプローチだけでなく、福祉課題としてのアプローチが必要になっていると感じております。

そのため、環境担当部署の職員のみならず、保健師、社会福祉士などの保健・福祉に関わる職員、さらには社会福祉協議会などの外部機関の職員が連携して、様々なケースに対応できる体制を速やかに構築してまいります。

また、本市では、本年4月に福祉総合支援室を設置し、複雑かつ複合的な福祉課題の解決に向けた重層的支援の取組を開始したところであります。この取組は、福祉総合支援室において、複雑化、複合化した福祉課題の解決に向け、支援の方向性を定めるとともに、各福祉課題の担当部署や各支援機関が担う役割を明確にした上で、相互に連携して支援の充実を図るものであります。

今後、本市におきまして、複雑かつ複合的な福祉課題を抱える方のごみ屋敷等の住居の荒廃に関する事例が発生した場合におきましては、この重層的支援の枠組みを活用し、先ほど述べました環境担当部署の職員、保健・福祉に関わる職員、外部支援機関の職員等で構成する支援チームを早急に立ち上げ、課題の解決に向けて対応してまいります。

さらに国では、関係省庁が連携し、活用可能な支援策と取組事例に関する情報をパッケージとして今後示すこととしております。本市といたしましても、それらを参考に対応マニュアルを整備するなど、住居の荒廃に関する事例の解決に取り組んでまいります。

以上、小粥努議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4番（小粥 努君） 前向きに対応いただけるとのことで、ありがとうございます。

海津市にお住まいの皆様が、住みよい、安心して暮らせるまちづくりをよろしく願います。

近年、他市町でも住居の荒廃に関する問題として、いわゆるごみ屋敷や樹木の繁茂など、居住地での生活環境における問題において苦情や相談が増加しており、その対応に向けて条例を策定する市町も増えていますが、実際には策定する上での課題も多く、策定に至らない自治体も多いようです。

先ほど答弁にもありましたように、8月28日に「ごみ屋敷」対策に関する調査結果の報告書が総務省から発表され、私も確認しましたが、報告書によると、やはり市が考えているとおり、ごみ屋敷の居住者の7割が健康面や経済面での課題を抱え、支援を必要としている状況であるとのことでした。

その中で、冒頭にもありました先般の一般的に言われるごみ屋敷での火災において焼け残ったごみの処理について、地域の方々から心配の声が多く寄せられました。そのときにも社会福祉士の方が間に入り、早期の解決につながり、地域の方も喜ばれ、安心されました。

このような事案もありますので、福祉的な観点から課題への解決につながることもあり、福祉部局や地域と連携して対策を取っていただき、手に負えなくなる前に早期の解決につなげていただきたいと思います。また、その仕組みづくりをよろしく願いいたします。

そこで、4点ほどお伺いいたします。

このような問題では、一般的に自治会や地域での注意喚起などを行い、改善されるケースも多いのですが、答弁にもありました、当事者が何らかの障がいをお持ちであったり、近年では認知症などによるケースも増加しており、地域から孤立しているケースなどもあります。

私も以前、自治会長をさせていただいていたときに、ごみ屋敷化しているお宅について、周辺の方から「ネズミやゴキブリが増えた」、「カラスが来てごみを散らかしていく」などの相談を受け、御家族とお話をさせていただき、ごみや樹木を御近所の方にも手伝っていただき片づけたことがありました。御家族の方が片づけようとするとう怒り出すとのことで、御家族の方も悩んでいたそうです。

そのようなことから、当事者やその御家族への重層的な対応や支援も重要かと思いますが、どのような対応をお考えでしょうか。よろしく願いします。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

近藤康成健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤康成君） 議員仰せのケースにつきましては、ごみの処分だけではなく、原因となっている課題に対してアプローチしていくことが重要であると考えております。そのため、先ほど市長が答弁でも申し上げました支援チームが、その方に合わせた支援を検討させていただいて、段階を踏みながら働きかけを行っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、様々な課題を抱える御家庭の問題は、短期間では解決できないことが想定されますので、福祉総合支援室が中心となって関係機関と連携し、時間をかけて寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

やはりそういった問題のある方の場合、一度に進むというのはなかなか難しく、一つ一つ順番を追って、時間をかけて、問題が大きくなる前に順番に対応していただけるとありがたいかなと思います。

ごみ屋敷等の住居の荒廃に至る原因も様々ですが、福祉的な要因も多く、精神疾患や発達障がい、また高齢化による身体能力の低下や認知症によるものなどがあります。当事者やその御家族や近親者も悩みを抱えているケースも多いと思います。

そこで、福祉総合支援室など関係部局で横断的な支援や関係者との連携した対応は、問題の解決には重要かと思しますので、よろしく願いいたします。

次にですが、住居の荒廃に関する生活環境の問題は多種多様にあると思います。また、近年では住民からの苦情や相談も増えていると思いますが、当市においてどのようなケースがあり、件数等も分かれば教えていただけますか。よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

住居の荒廃に関する生活環境への問題としましては、議員仰せのとおり様々な事案がございますが、市民からの苦情や相談としまして一番多く寄せられる内容としましては、樹木や雑草の繁茂に関するものでございます。樹木など道路への張り出しに関するもののほか、空き地であったり、空き家などの雑草の繁茂までも含めると、過去5年間で209件の苦情や相談が寄せられております。

そのほかに多いものとして、ペットに関する苦情がございます。こちらにつきましては、給餌や多頭飼育、それからふん尿、鳴き声などに関するものがございまして、同じく過去5年間で10件の苦情や相談が寄せられております。

いずれも土地の所有者や管理者、それから居住者に対しまして適正に管理していただくよう対応に努めております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

やはり当市において、樹木であったり草等の管理等での問題が多いようですが、住居の荒廃などによる生活環境の問題は、社会問題として総務省でも調査が行われており、当然、当市においても今後も増加していくと予測されます。そうすると、行政だけでは対応も難しくなると思います。今後のことを鑑みると、自治会や社協など地域住民との連携や協力も重要かと思しますので、その仕組みづくりなども御検討いただき、市民の皆さんが住みよいと

えるまちづくりをよろしく願いいたします。

続きましてですが、私たちの地域でも苦情の多いケースとして、樹木の生い茂りの問題があります。周辺が暗くなり、視界も悪く、近くを通るのが怖いなど、私のところにも相談が寄せられており、各自治会長さんなども対応に苦慮しているとお聞きしております。

特に対応が難しいのが、隣の敷地にかかってしまい、御近所同士でトラブルになったり、隣がもともと畑で荒れ畑となっており、地主も分からず勝手に木や草を切ることもできず困っているなどのケースもあります。民間では対応がどうしても難しく、行政に相談を求めるケースもあると思いますが、そういった場合の対応はどのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

樹木の生い茂りに関する相談や苦情に関しましては、それぞれの事案に対する法令に基づいて対応が可能なものに関しましては、その土地の所有者もしくは管理者のほうに文書や口頭で指導を行って、問題の解決に努めておるところでございます。

しかしながら、私有地間の樹木等の問題につきましては、原則としましては当事者間で話し合っていただくというのが原則となっております。御相談が寄せられた際には、新しく改正されました民法に基づきまして、適切な対応を取っていただくように助言をしているところでございます。

一例を挙げますと、改正前までは、隣地のほうから生い茂ってくる枝等が自分の土地に来て邪魔になるというふうに思った場合、苦情を言いたい側は勝手に切れない状態でございます。あくまで枝を出している所有者側のほうにその切断をしていただくという必要があるということで、勝手に切ることはできないというのが大原則となっております。これが民法の改正によりまして、切ってほしいと思っている側のほうが、木の所有者側のほうに対しまして切ってほしいということをお願いすれば、一定期間過ぎた後という縛りはあるんですけれども、申出をした際に切っていただけないということがあった場合には、その申し出る側のほうで切ることが可能になるということになりました。あくまで所有者側が切るのが原則ではあるんですが、改正によってそういったことも緩和されてきております。

こちらのほうとしては指導の際にそういうことも可能になったということをお願いしながら、あくまで、ただ民地同士の話ではございますので、当事者同士では解決をしていただかないといけないんですが、どうしてもという場合には、専門家等のほうに相談していただくということもこちらのほうで提言しながら、解決のほうに努めてまいっているところでございます。以上です。

[4 番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4 番（小粥 努君） 御丁寧に御説明いただきありがとうございます。

回答いただいたことですが、改正民法の233条では、越境した枝を自ら切除できる権利も創設されました。その手順など一般ではなかなかハードルが高いものであるかなとも思いますので、ぜひ市のほうで適切な指導をいただき、平和的に解決が進むようによろしく願いいたします。

4 点目ですが、このような問題では行政も把握しにくいケースも多いと承知しております。そこで重要となるのが住民自治で、地域自治会や地域住民との連携も必要になると思います。

そこで、現在制度化されている環境パトロールボランティアなどもありまして、それを活用されるのもよいのではないかなと思います。地域住民と連携して地域の環境保全活動に取り組まれることは、非常によい取組ではないかと思います。しかしながら、この制度について市民の皆さんへの認知度が低いのではないかと心配しております。

また、海津市の公式LINEでの通報フォームにも環境情報110番という情報ツールが加わり、市民と行政が互いに環境保全への取組を推進していくことができるものと感じております。

そこでお尋ねしますが、環境パトロールボランティアの現在の登録者数とLINEの活用状況はいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 答弁を求めます。

高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

令和4年の7月から環境パトロールボランティア登録制度を開始させていただきまして、現在までに20名の方に御登録をいただいております。

また、海津市公式LINEによります環境情報110番につきましては、ボランティア登録をいただいた方に限らず、多くの方から様々な情報の提供をいただけており、これまでに延べ32件の情報をいただいております。本制度につきましては、さらに幅広く市民の皆様方に御協力いただけるよう、引き続き積極的なPRに努めてまいります。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 小粥努議員。

○4 番（小粥 努君） ありがとうございます。

僕もいい取組であって、ぜひこういったものも多く活用していただけるように周知等も図っていただいて、行っていただきたいと思います。

近年、社会問題ともなっている住居の荒廃や樹木の繁茂、ごみなどの不法投棄、または第

2回定例会で伊藤久恵議員よりもありましたヤードの問題など、様々な住環境における問題や課題が増えておりますが、住民が住みやすいまちとなるためには、行政と市民が連携し、協働して取り組んでいくことが解決につながるのではないかと思います。

ある市民の方がおっしゃってみえたのですが、「海津の環境が悪くなっているように感じている。このまちの環境を守っていただき、住みやすいまちをつくってほしい」とおっしゃって見えました。私も共感するところがありまして、このようなことから、答弁にもありましたような取組をまずは行っていただくとともに、現在の法的には最終的な解決に至らない場合なども、やはりあるかと思います。そこで、他市町においても、ごみ屋敷対策条例や不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例などを設けて、最終的な解決を図る自治体も増えているとお聞きしております。

まず当市においては、まず対応マニュアルなどを整備して、住居の荒廃の解決につなげていただけるとのことで、まず安心しております。しかしながら、今後の状況なども見ながら、状況によっては条例の制定なども踏まえ、住みやすいまち、安心して暮らせるまちづくりを進めていただけるよう、よろしく願いいたします。

ということで、以上で終わります。

○議長（橋本武夫君） これで小粥努議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（橋本武夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

次回は、明日9月5日午前9時に再開しますので、よろしく願いをいたします。御苦勞さまでした。

（午後3時06分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年12月9日

議 長 橋 本 武 夫

署 名 議 員 片 野 治 樹

署 名 議 員 北 村 富 男

